

法整備支援に関するプロジェクト研究

**「法の支配」の実現を目指して
－ JICAの法整備支援の特色－**

平成21年6月
(2009年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部

序 文

国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）は、1996年に開始した「ベトナム社会主義共和国 法整備支援プロジェクト」を皮切りに、法整備支援分野における技術協力を本格的に開始しました。その後、本分野における協力は、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国、モンゴルに広がり、近年では、ネパールや東ティモールなど復興国からの支援ニーズにも応えています。

わが国では、平成20年1月の第13回海外経済協力会議において、法整備支援を経済協力の重要分野の一つとして戦略的に進めていくことが合意され、これに基づき平成21年4月に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」において、上述のベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国、モンゴルの7カ国を、わが国の法整備支援の重点国に位置づけています。

これらの国における法整備支援は、各国のニーズを踏まえて計画・実施されていますが、法整備支援は、比較的新しい協力分野であることから、支援の方法論はまだ確立されていません。一方、今後より質の高い協力を進めていくうえでは、これまでの協力の経験から得られた知見・教訓を整理し、より効果的・効率的な支援を実現することが重要です。あわせて、法整備支援における日本の協力方針やこれまでの協力の教訓を、国内関係者や国際援助コミュニティに対して発信することも重要なことと考えています。

このような背景から、本プロジェクト研究では、これまでの協力事例を整理・分析し、JICAの法整備支援の特長、有効性、実施体制等を概観したうえで、国別の協力の経緯、成果、アプローチ、今後の課題等を検討し、その結果を本報告書に取りまとめました。検討にあたっては、慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授を委員長とし、開発途上国に対する法整備支援の知見を有する外部有識者を中心とした研究会を設置し、2008年9月から2009年6月にかけて計7回の研究会、及びコンサルタントによるベトナム、カンボジア現地調査を実施しました。

本プロジェクト研究報告書が、日本の法整備支援の特長について理解を広めるために、また今後、法整備支援を進めるうえで、より一層の改善に向け関係者間で議論を深めるための一助となれば幸いです。

本プロジェクト研究の実施及び取りまとめにあたっては、研究会メンバーをはじめ、数多くの方々に多大なご協力ならびに貴重なご意見をいただきました。本プロジェクト研究にご尽力いただきました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2009年6月

独立行政法人国際協力機構
公共政策部 部長 中川寛章

略 語 表

AF	Asia Foundation	
EWMI	East-West Management Institute	
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
ICD	International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice	法務省法務総合研究所国際協力部
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	人材育成支援無償
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
RSJP	Royal School for Judges and Prosecutors	カンボジア王立裁判官・検察官養成校
UNAFEI	United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders	国連アジア極東犯罪防止研修所：アジ研
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations International Children's Fund	国連児童基金
UNTAC	United Nations Transitional Authority in Cambodia	国連カンボジア暫定統治機構
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁

目 次

序 文	
略語表	
要 約	i
序 章	xi
第1章 法整備支援の目的と定義	1
1-1 法整備支援の目的	1
1-2 法整備支援の定義	2
第2章 日本の法整備の経験と特色	5
2-1 日本の法整備の経験	5
2-1-1 明治維新後の近代化に向けた法改革のプロセス	5
2-1-2 戦後復興の一環としての法改革・民主化に向けた法改革	5
2-2 日本の法整備の特色	6
2-2-1 自らの文化、社会に合わせた法のカスタマイズ	6
2-2-2 比較法的知見を有する人材の育成	6
第3章 JICAの法整備支援	8
3-1 基本方針と特長	8
3-1-1 支援受入国側の主体性（オーナーシップ）の尊重	8
3-1-2 多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法	8
3-1-3 国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定	10
3-1-4 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視	11
3-1-5 支援受入国の社会に根づく支援の重視	11
3-1-6 日本の経験・知見を活用	12
3-2 アプローチの有効性の検証	12
3-2-1 ベトナムに対するJICAの協力事例分析	13
(1) 支援受入国側の主体性（オーナーシップ）の尊重	14
(2) 多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法	15
(3) 国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定	16

(4) 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視	17
(5) 支援受入国の社会に根づく支援の重視	18
(6) 日本の経験・知見の活用	18
3-2-2 カンボジアに対するJICAの協力事例分析	19
(1) 支援受入国側の主体性（オーナーシップ）の尊重	20
(2) 多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法	20
(3) 国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定	21
(4) 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視	22
(5) 支援受入国の社会に根づく支援の重視	23
(6) 日本の経験・知見の活用	24
3-3 JICAの法整備支援の課題と取り組み	26
3-3-1 支援開始前の情報収集のプロセス	26
3-3-2 支援受入国のキャパシティを踏まえた支援手法の選択	26
3-3-3 支援受入国のキャパシティを踏まえたプロジェクト枠組みの設定	27
3-3-4 プロジェクト型支援における柔軟な対応	28
3-3-5 支援実施における到達目標の共有	29
3-3-6 戦略的な支援の手法の組合せ	29
3-3-7 他ドナーとの連携・協調の促進	30
第4章 国際援助コミュニティにおける更なる連携と協調に向けて	33
4-1 法整備支援の目指すもの（共通利益を目指して）	33
4-2 法整備支援におけるメタ・ルールの設定	33
4-3 ドナー間の経験の共有・情報交換	34
付属資料	35
1. プロジェクト概要表	37
2. 日本政府による法整備支援	64

要 約

「法の支配」の実現を目指して
－ JICA の法整備支援の特色 －

1 法整備支援²

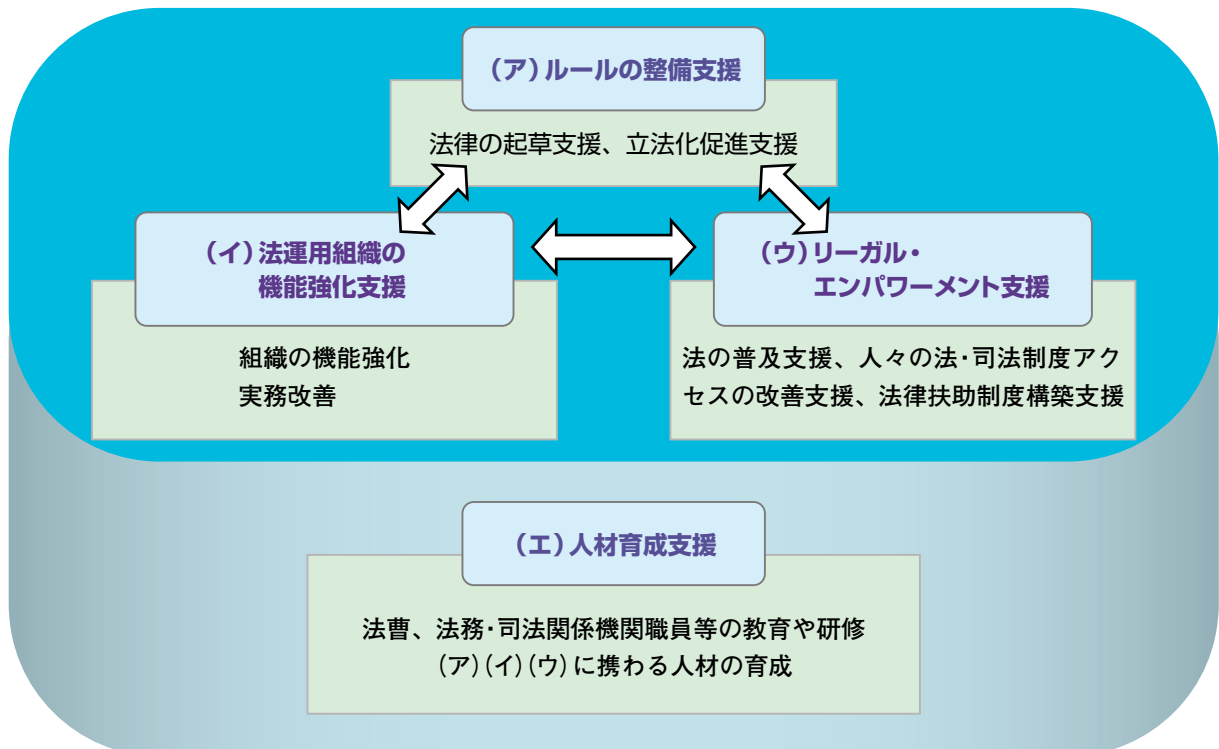
1-1 法整備支援の定義

法整備支援とは、支援受入国が行なう法・司法制度及びこれに関連する諸制度（以下「法制度」と総称する。）の整備のための諸努力を支援することである。

JICAの法整備支援は、(ア) 具体的な法律の起草支援や、起草された草案の立法化促進支援などの「ルールの整備支援」、(イ) 法を執行・運用する機関や法を適用して紛争を解決する機関の機能改善に向けた支援などの「法運用組織の機能強化支援」、(ウ) 人々の法制度へのアクセス向上に対する支援などの「リーガル・エンパワーメント支援」を3つの柱としつつ、これらすべての支援の基盤となる要素として、(エ) これらの整備を支援受入国が将来にわたり自立的に行なえるよう、これらに従事する法曹、法務・司法関係機関職員等の「人材育成支援」を含むものである。

JICAは、支援受入国の状況やニーズ、開発課題を踏まえて、これらの要素を適宜組み合わせることで支援している。

図1-1 法整備支援の3つの柱と人材育成



1-2 法整備支援の目的

わが国の「政府開発援助大綱」では、法整備支援を、良い統治（グッド・ガバナンス）を実現する手段の一つと位置づけ、この分野における開発途上国の自助努力を支援することは「ODAの最も重要な考え方」としている。

グッド・ガバナンスの構築のプロセスにおいては、ルールが作られ、そのルールを執行・運用することのできる能力が政府に備わらなければならないが、その一方で、政府の権力の濫用・逸脱を防がなければならない。この二つの（一見矛盾する）要求を充たすためには、政府と市民社会・民間部門が良好な均衡を保ちながら協働することによって、法制度が国民の意思を反映しつつ適正に構築され、執行されなければならない。そのために、「法の支配」が確立すること、すなわち、作られるルールが正当性を持ち、中立的な紛争解決システムが構築され、かつこのシステムへのアクセスを保証する制度の構築が求められるのである。

2 法整備に係る日本の経験と法整備の特色

19世紀後半の明治維新以降、それまでの鎖国政策を廃止し、産業の発展、戦争を経験するなかで、社会秩序を維持し、国の発展を促すために法整備を行ってきた日本は、「法の支配」を実現するために自ら試行錯誤を繰り返してきた。

特に、明治維新後の国家や社会の近代化に向けた包括的な法改革、及び第二次世界大戦後に平和構築の対象国として連合国の間接支配のもとで行なわれた民主化に向けた法改革は、基本的な法原理や法制度の修正を含む、抜本的で大規模なものであった。このようなプロセスにおいて日本は、国の発展状況や変化に合わせて法律や制度を起草・構築し、必要に応じて修正し（なお、これらは時として国際社会からの協力を得ながら行なわれた）、それによって法制度を国際標準に近づけ、社会の安定と経済の発展を実現した。

さらに、日本は、他国の進んだ法制度を学びながら（明治維新後はフランス法・ドイツ法を中心とする大陸法を継受し、第二次世界大戦後は連合国の間接支配下でアメリカ法の影響が強まった。）、それらを単に「輸入」するのではなく、日本の文化、風土及び既存の制度に適合するようにカスタマイズする形で取り入れた。このようなプロセスは、ドナーの支援を受けながら、それぞれの国の実情に合った法制度の構築・改善を目指す支援受入国にとって大いに参考になり得る。

さらに、このプロセスにおいて、日本の法学研究者の間に、日本法が参考にした外国法について、比較法学の手法を通じて研究する伝統が生まれ、日本法のみならず他国の法制度にも精通した人材が数多く輩出されてきた。このため、支援受入国は、日本の支援を受けることにより、日本の経験だけでなく他国の法制度についても知見を得ることができ、異なる法制度を比較する視点を持ったうえで、自国に適した法制度を選択することができる。これは、日本が法整備支援を

実施するうえで、他の支援国・機関にはない独自性を有する点である。

3 JICAの法整備支援：基本方針と特長

3-1 支援受入国側の主体性（オーナーシップ）の尊重

支援受入国の安定と発展に向けて、「法の支配」の浸透を促進するため、JICAは支援受入国側の主体性を尊重し、自助努力を支援している。法制度の選択や法制度整備の進め方は当該国の主権の行使に関わる問題であるとともに、その適切さは当該国が主体的に判断していくべき事項である。

また、支援受入国の「法の支配」の実現に向けた諸努力は、支援受入国の状況を踏まえて行なわれなければ、その成果は達成されない。そこで、法整備支援においては、支援受入国の文化、風土及び既存の制度等を熟知している当該国の人々自身の主体的な努力が不可欠である。

そこでJICAの法整備支援においては、日本あるいは特定の国の制度や考え方を押しつけるのではなく、日本を含め各国の制度や考え方を参考例として提供し、支援受入国が自国に合った法制度を構築することを側面から支援している。すなわち、日本や他国の立法例を紹介するなど相手国に様々な「選択肢」を提示し、支援受入国が自国の実情にあったものを選択できるよう、対話をしながら協力を進めており、このプロセスを通じて開発途上国側の主体性を尊重している。

3-3 多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法

JICAの法整備支援では、「法の支配」を実現するための複数の要素を包括的にカバーするため、多様な人材が関与している。これら支援リソースを活用し、効率的・効果的に支援するため、JICAでは以下に挙げるリソースとツールを組み合わせ活用している。

まず、JICAでは法律専門家である長期専門家（裁判官、検察官、弁護士等）を現地に派遣し、常駐させることにより、支援受入国のニーズや実情を把握し、当該国の法文化と密に接しながら支援を行なっている。この長期専門家の多くは、日本において10年程度の実務経験を積んだ法曹実務家であり、その実務経験を踏まえ、かつ支援受入国の法文化に配慮しながら、日常的に支援受入国のカウンターパート機関職員に助言を提供している。また、支援受入国に常駐する長期専門家（法曹等）が支援の実施に関して支援受入国とJICAの間を橋渡しする役割を果たしており、JICAが長期専門家の意見を支援の方針に反映させることなどにより、より現場のニーズを反映させた支援を行なっている。

次に、その長期専門家を日本でバックアップし、支援受入国に対してより適切な助言ができる体制として、日本国内に学識経験者・実務家（裁判官・検察官・弁護士等）から構成されるアドバイザーグループを設置している。これらアドバイザーグループ委員については、同じ委員がプロジェクトのフェーズを越えて長期間にわたり支援を継続する例も多く、当該支援に関する

経験・知見の蓄積という点でも、また、支接受入国との信頼醸成の点でも、支援の成果の達成に極めて大きな貢献をしている。

そして、上記の国内リソースを支接受入国において活用する方法として、JICAは、アドバイザーグループ委員等の専門家を短期で派遣し、支接受入国において現地セミナーを実施している。この方法は、カウンターパート機関の職員だけでなく他機関のステークホルダーを広く巻き込んで、多くの関係者に知見を提供することを可能にすると同時に、派遣された日本の専門家が支接受入国の現状について実際にその目で確認することで、より現地の事情に即した支援を行なうことに大いに役立っている。なお、現地セミナーの前後には、長期専門家によるフォローアップも行なわれており、支接受入国が短期で派遣される専門家からの知見・助言を咀嚼し、支接受入国の実務に活用することを側面から支援している。

さらに、支接受入国からカウンターパート機関の職員をはじめとする関係者を日本に招き、日本国内で集中的なワークショップや研修を開催している。この方法により、カウンターパート機関の職員をはじめとする関係者が前述のアドバイザーグループ委員や日本国内の広範な分野のリソースパーソンと集中的な議論や作業を行なうことができ、短期間で大きな成果をあげることが可能になっている。また、日本の実務について、その現場を見学し、現場の担当者と意見交換することにより、日本の実務を効果的・効率的に学ぶことができる機会となっている。

加えて、JICA-Net会議（JICA本部と現地事務所、関係機関をつなぐTV会議システムであるJICA-Netシステムを活用した会議）を用いることにより、アドバイザーグループ委員が、支接受入国のカウンターパート機関職員をはじめとする関係者と直接リアルタイムで協議を行なうこともでき、円滑なコミュニケーションが図られている。また、現地専門家とアドバイザーグループとの会合にもJICA-Net会議を用いることで、支接受入国の既存の制度や実務、当該国の法律家の問題意識などの情報が、現地専門家とアドバイザーグループとで共有でき、アドバイザーグループ委員による現地セミナーや日本国内におけるワークショップの効果的な実施を可能としている。

また、中・長期的な人材育成の手法として、「長期研修」「人材育成支援無償」等のスキームを通じて、開発途上国の人材に対する研修を実施している。長期研修は、途上国の人材が日本国内の大学院に留学し、当該分野の修士号もしくは博士号を修得することを目的とした事業で、日本滞在期間は2～3年である。法整備支援プロジェクトとの関連では、ラオスからの長期研修員受入の事例がある。無償資金協力事業のひとつである「人材育成支援無償」（留学生支援無償またはJDS留学生と呼ぶ）スキームでは、数多くの留学生を法学部や法学科に受け入れている。また、「青年研修」は、将来の国づくりを担う人材を育てる事業として、支援対象国の若手を招へいして各専門分野の知識・技術を向上させるための研修を行なっており、「法制度整備」コースも行なわれている。このほか、対象地域を限定せずに課題ごとに研修を行なう「集団研修」、特

定地域の人材を対象として研修を行なう「地域別研修」がある。

Box 1 支援の手法に対する他ドナー及びカウンターパートのコメント

- ・日本の長期専門家は、各々の専門性が高くてアドバイスの内容が深いことに加え、必要なときにいつでも相談することができ、様々なフォローアップを受けることができる。
- ・日本のプロジェクトが優れている点は、法律の専門家を長期間の任期をもって派遣していることにより、ベトナムの社会・文化を深く理解した法律家が常にニーズに応えられる状況を作りだしている点である。
- ・日本の専門家によって、隔週ベースでベトナム側と継続的に協議が行なわれているが、優れた知見を継続的に提供でき、かつ、ベトナム側から信頼されているからこそ、こうした支援が可能となっている。
- ・JICAでは、組織のネットワークを最大限活用して、長期、短期の専門家のバックアップをしており、このような体制を組んでいる国は他にはない。
- ・日本の法整備支援が100人以上の国内の専門家に支えられており、しかも長期にわたる継続的な支援体制が組まれていることがよくわかり、非常に驚いた。短期的に専門家がやってきてはいなくなるという方法では、法整備支援において実務的な支援を行なうことは難しい。

出所：現地調査ヒアリング結果

3-3 国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定

JICAの法整備支援の対象領域である（ア）ルールの整備支援、（イ）法運用組織の機能強化支援、及び（ウ）リーガル・エンパワーメント支援は、それぞれ相互補完的な関係にあり、いずれの要素が欠けても法整備支援が目的とする「法の支配」は達成されない。したがって法整備支援の実施にあたっては、（ア）から（ウ）の要素を包括的・横断的に捉え、支援受入国のニーズ、政策課題、キャパシティを踏まえ、支援受入国と十分に協議し、合意したうえで、適切に支援内容を選択または組み合わせる必要がある。

3-4 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視

当該国の文化、風土、既存の制度等との調和に配慮しながら法制度の構築・改善を進め、更に当該国が自立発展的にこれを進展させていくためには、（ア）から（ウ）それぞれの要素を担う人材が育成されることが必要不可欠であり、人材育成は、（ア）から（ウ）に関して基盤的な課題として捉える必要がある。

このため、JICAの法整備支援では、支援のプロセスに重きをおき、一方的に知見・知識を提供するのではなく、支援受入国に作業のためのワーキング・グループを設けて、長期専門家や日本国内の支援委員会との間で共同作業を行なうことを通じて（例えば、起草支援においては、支援受入国ワーキング・グループメンバー、長期専門家及び日本の支援委員会メンバーが、条文案を一つひとつ検討した。）人材育成を行なっている。

Box 2 カンボジア民法・民事訴訟法起草支援で見られたカウンターパートの能力の変化

裁判官である彼らにとって一番不幸なことは、今ある法律を見て、その法律が何を意味しているのかを考えるという経験ができない、つまり、掘ってたつべき法律が物理的に少ない状態であることです。彼らは、書かれたものをどのように解釈していくかというトレーニング自体を今まであまり受けていません。今回具体的な条文案を起草するに当たり、彼らと一緒に条文案をひとつひとつ検討していくという作業をしました。この作業を通じて、彼らが書かれたものを見て考えるようになったというのは、大きな変化だと思います。……さらに、条文案を逐条で検討していく際に、引用されていない他の条文案を見て、この条文は第何章の第何条に関連しているというように、全体の中でクロスリファレンスができていく、そして、この条文を変えたらあの条文も変えなければならないということまで指摘するようになりました。見ていくという作業自体を自分の中で続けることによって、知らず知らずに思考の能力とパターンの質が高まっていったのではないかと思います。

出所：坂野一生「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって」『ICD NEWS 第7号（2003.1）』p97～98

3-5 支援受入国の社会に根づく支援の重視

当該国の社会・文化との間に整合性のない法制度は、いくら理想的なものであっても、その目的は実現されないため、法制度の整備はその国の社会の現状を出発点として、徐々に進めていかなければならない。

このため、JICAの法整備支援は、支援受入国の社会に根づく支援を目指し、支援受入国と共同で社会調査を行なうなどの方法により問題点を共有し、対話を重ねながら現地の実情に沿った問題処理を考えるというアプローチをとっている。

Box 3 ベトナム法整備支援における社会調査

ヴェトナム民法がどのようにヴェトナム社会で機能しているかという点について社会調査を実施いたしました。民法はできたけれども、実際にそれが使われているかどうかということがはっきりしていません。また、実際にいろいろなところで聞くところでは、民法が予定しているのとは全く違う運用がされているようでもあります。例えば、不動産登記などについても、全く民法が予定しているのとは違うような事態が起きているようでもあります。そこで、非常に小規模でありますけれども、社会調査をいたしました。司法省の法律科学研究所が主となって、大学などの協力を得て、ヴェトナム側が現地調査をすることとし、調査のプランニングについて日本の法社会学者や現地の長期専門家が、アドバイスを与えることとしました。それは、法というものは社会の中であって機能しなければ、法としての意味がないのだということをヴェトナムの人たちに理解してもらうために、社会調査そのもののレベルや調査の成果はともかく、生きた社会の中で法がどういうふうに進んでいくのかということを、認識してもらおうとしたものです。

出所：森脇昭夫 基調講演「ヴェトナムにおける法整備支援」『ICD NEWS 第9号（2003.5）』p39

3-6 日本の経験・知見の活用

JICAの法整備支援は、他国の法制度を自国の文化・社会・風土に合わせてカスタマイズした日本の経験を踏まえ、その経験を様々な形で役立てながら、支援受入国のニーズや実情に最も適した方法を模索している。他国の法制度に対する助言は、単に技術的なものだけではなく、日本の法制度の背景も含めた『知の体系』を提供することによって行なう必要があり、そのような助言は日本の経験を踏まえて行なうことが求められるのである。

Box 4 カンボジア民事訴訟法支援の方針

第一に、民事訴訟法のような基本的な法典の起草を支援するという作業は、単にその条文を書き上げれば足りるという単純なものではなく、条文の背景にある法技術・法理論（判例・学説）や外国法の継受の経験といったものからなる一つの大きな『知の体系』を提供することであり、われわれ日本の研究者や実務家がこれを担当し、責任をもって外国に対して提案できるのは、日々の研究・教育や実務での運用によってわれわれが習熟している法律しかないと考えられることである。第二は、日本の民事訴訟法は、高度かつ広範な比較法的な検討の上に、日本の実務の状況を十分に把握しつつ、世界の潮流を踏まえて全面改正を遂げた最新の立法であることである。第三は、カンボジアの旧制度は大陸法系に属し、とりわけかつての宗主国フランスの影響を強く受けており、したがって新法典も大陸法の考え方がなじみやすいものと考えられるが、内戦や混乱の時期に未曾有の法制度の破壊や知識人の虐殺があったため、旧制度に関する知識・経験を伝える法曹もごくわずかであって、現時点でフランス法にこだわる必要はないものと考えられたことである。

出所：上原敏夫「カンボジア民事訴訟法典の成立—起草支援作業を振り返って」、『ジュリスト1358号』p27

4 国際援助コミュニティにおける更なる連携と協調に向けて

4-1 法整備支援の目指すもの（共通利益を目指して）

法整備支援は、ドナーが共通のフレームワークの枠内で支援を行ない、支援受入国政府とともに、様々なドナーが、その経験と知見を提供し合うことにより、支援受入国にとって最も望ましい法制度を構築することを目指して行なわれるべきである。そして、そのような支援を通じて「法の支配」が浸透することで、支援受入国における良い統治（グッド・ガバナンス）の実現に近づくのであり、それは支援受入国の社会の安定・経済発展につながるだけでなく、ひいては国際社会の安定と発展に資することにもつながる。法整備支援は、支援受入国はもちろん、他国とドナーを含むすべての関係者にとって真の共通利益をもたらす取り組みなのである。

今後は、この点について、支援受入国、ドナー等あらゆる関係者間の共通認識を形成し、それを基盤にした各国間の相互協力のもとで一層強力かつ効率的な法整備を可能にするネットワークづくりを推進すべきである。

4-2 法整備支援におけるメタ・ルール（ルール作りのためのルール）の設定

支援受入国の法・司法改革を支援するうえで、支援国としては、政府の担当機関のキャパシティを強化しつつ、支援受入国政府のオーナーシップのもとで支援ドナーを含めたフォーラムを設け（あるいは既存の協調枠組みを活用し）、法整備支援を進めるためのルール作りを行なうことが必要である。

このように「ルールを作るためのルール（メタ・ルール）」作りから始めるプロセスは、支援受入国政府が責任者として全体像を把握することに役立つとともに、複数主体が絡む場合の混乱や非効率を回避することにも資すると考えられる。

4-3 ドナー間の経験の共有・情報交換

上記4-2のメタ・ルールの重要性に対する認識を深め、支援受入国政府のオーナーシップのもとで、支援ドナーと支援受入国政府の対話を行なうフォーラム（テーマ別ドナー会合等）を通じて、ドナー間の情報交換と経験の共有を一層進めることが重要である。また、ドナーが支援するプロジェクトにより作成された成果物（例えば教科書、解説書、マニュアル等）についても、広く公開し、共有することによる援助の相乗効果が期待される。

1 本報告書は、開発途上国に対する法整備支援の知見を有する外部有識者とJICA国際協力専門員及び職員から構成される研究会により2008年9月から2009年6月にかけて行なわれた検討の結果を取りまとめたものである。研究会の委員長は、松尾弘慶広島大学大学院法務研究科（法科大学院）教授、委員は矢吹公敏日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長/弁護士、森永太郎法務省法務総合研究所国際協力部教官、中村真咲名古屋大学大学院法学研究科特任講師、佐藤直史JICA国際協力専門員/弁護士、磯井美葉JICA国際協力客員専門員/弁護士（2009年4月から）、桑島京子JICA公共政策部審議役・次長（ガバナンスグループ）（2009年6月まで）。

本プロジェクト研究に関する連絡先は、JICA公共政策部法・司法課（jicasd-gov-legal@jica.go.jp）。

2 「法整備支援」は、海外経済協力会議等において使用される「法制度整備支援」の用語と同様の意味で用いる。

序 章

序 章

本プロジェクト研究の概要

1 本プロジェクト研究の背景・目的

法整備支援分野は、JICAの支援する協力分野課題の中では比較的新しい分野である。この分野における技術協力プロジェクト方式による協力は、1996年にベトナムにおいて開始され、これまでに7カ国（ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国、モンゴル）において実施されている。このほか、これらの国を含む様々な開発途上国の法・司法分野に携わる人材に対する研修の実施や、若手実務家や学生を留学生として受入れるなどの協力も実施している。

それぞれの協力は、各国のニーズ・状況を踏まえて計画・実施されているが、比較的新しい分野であることから、支援の方法論はまだ確立されていない。しかしながら、技術協力プロジェクト方式による協力開始から10年以上が経過することを踏まえ、今後、より質の高い協力を進めていくうえでは、これまでの協力の経験から得られた知見・教訓を整理し、フィードバックを得る必要がある。また、平成20年1月の第13回海外経済協力会議において、法整備支援を経済協力の重要分野の一つとして戦略的に進めていくことが合意され、これに基づき「法制度整備支援に関する基本方針」が策定されたことや、復興国に対する法整備支援などの新たなニーズに適切に対応する必要があることから、これまで蓄積されてきた知見・教訓を活用し、より効果的・効率的な支援を実現することも必要となっている。加えて、法整備支援における日本の協力方針やこれまでの協力の教訓を、国内関係者や国際援助コミュニティに対して発信することも必要である。

そこで、本プロジェクト研究では、これまでの協力事例を整理・分析し、(1) JICAの法整備支援の目的、(2) JICAの法整備支援の特長と有効性、(3) JICAの法整備支援の実施体制・国内支援体制、(4) 国別の協力の経緯・経験・成果・アプローチ、(5) 今後の課題などを検討することを目的に、外部有識者を中心とした研究会を設置し、研究会による検討結果を報告書に取りまとめた。

2 本報告書の構成

本報告書は、4章から構成されている。「第1章 法整備支援の目的と定義」では、法整備支援の目的・定義を明らかにするとともに、法整備支援活動を、(ア) ルールの整備支援、(イ) 法運用組織の機能強化支援、及び(ウ) リーガル・エンパワーメント支援という3つの柱、並びにこれらすべての基盤となる(エ) 人材育成支援の4つに整理する。「第2章 日本の法整備の経

験と特色」では、日本の発展経験に基づいた法整備支援の考え方と特色を分析する。「第3章 JICAの法整備支援」では、第2章で明らかになった日本の法整備支援の考え方を踏まえたアプローチを紹介し、その特長と有効性を、主にベトナム、カンボジアの事例から検証する。そのうえで、「第4章 国際援助コミュニティにおける更なる連携と協調に向けて」では、今後の法整備支援の更なる発展に向けて、援助コミュニティ全体に対し、今後の課題を提示している。

さらに、巻末には付属資料として、JICAの法整備支援プロジェクトの概要を添付している。

3 プロジェクト研究の実施方法及び実施体制

3-1 実施方法

本プロジェクト研究においては、3-2のとおり、開発途上国に対する法整備支援の知見を有する外部有識者とJICA国際協力専門員及び職員から構成される研究会を設置し、2008年9月から2009年6月にかけて計7回の研究会を開催し、専門的かつ実務的な見地からJICAの法整備支援にかかる検討を行なった。

また、コンサルタントによるベトナムとカンボジア現地調査を実施し（ベトナム：2009年2月24日～28日、カンボジア：2009年2月28日～3月7日）、先方政府や他ドナーから日本の支援の特長と有効性等についてヒアリング調査を実施し、その結果を研究会にて検討し、報告書に取りまとめた。

3-2 実施体制

<プロジェクト研究会>

委員長

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授

委員

矢吹 公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長、弁護士

森永 太郎 法務省法務総合研究所国際協力部法務教官

中村 真咲 名古屋大学大学院法学研究科特任講師

佐藤 直史 JICA国際協力専門員、弁護士

磯井 美葉 JICA国際協力客員専門員、弁護士（2009年4月から）

桑島 京子 JICA公共政策部審議役・次長（ガバナンスグループ）（2009年6月まで）

コンサルタント

森 真一 有限会社アイエムジー代表取締役社長

<事務局>

鳥居 香代	JICA公共政策部法・司法課長
星 光孝	JICA公共政策部法・司法課職員
琴浦 容子	JICA公共政策部法・司法課職員 (2009年5月まで)
西畑 絵美	JICA公共政策部法・司法課職員 (2009年5月から)
清水 麻緒	JICA公共政策部法・司法課 Jr.専門員
岩間 伸樹	財団法人国際民商事法センター (JICA法整備支援事務局員)
山田 千央	財団法人国際民商事法センター (JICA法整備支援事務局員)

第1章 法整備支援¹の目的と定義

1-1 法整備支援の目的

法整備支援とは、支援受入国が行なう法・司法制度及びこれに関連する諸制度（以下「法制度」と総称する。）の整備のための諸努力を支援することである。わが国の「政府開発援助大綱」では、法整備支援を、良い統治（グッド・ガバナンス）を実現する手段の一つと位置づけ、この分野における開発途上国の自助努力を支援することは「ODAの最も重要な考え方」だとしている²。

ここでいう良い統治（グッド・ガバナンス）とは、「ある国の安定・発展の実現に向けて、その国の資源を効率的に、また国民の意思を反映できる形で動員し、配分・管理するための政府³の機構制度、政府・市民社会・民間部門間の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営のあるべき姿」である⁴。このグッド・ガバナンスの構築プロセスにおいては、まず、ルールが作られ、そのルールを執行・運用することのできる能力が政府に備わらなければならないが、その一方で、政府の権力の濫用・逸脱を防ぎ、国民の意思を反映しつつ、効率的な制度運用を実施しなければならない。そのためには、政府と市民社会・民間部門が良好な均衡を保ち、協働することが必要である。このために、「法の支配」が確立すること、すなわち、作られるルールが正当性を持ち、中立的な紛争解決システムが構築され、かつ、このシステムへのアクセスが保証されることが、良い統治（グッド・ガバナンス）の構築に必要不可欠となる⁵。

この「法の支配」には、人々の遵法意識、所定の手続に則った法の制定（形式化）、形式化された法に基づく裁判や執行、そうした法の内容の正当性の検証など、様々な要素が含まれ、これらのうち、どの要素がどの程度整備されているかは、それぞれの国によって大きく異なる。したがって、「法の支配」の実現に向けた諸努力は、当該国の文化、風土、既存の制度等との調和に配慮しながら進める必要がある⁶。

1 「法整備支援」は、海外経済協力会議等において使用される「法制度整備支援」の用語と同様の意味で用いる。

2 外務省（2003）「政府開発援助大綱」2.（1）。

3 ここでいう政府とは、立法・行政・司法を含む統治機構全体を指す。

4 JICA（2004）「JICAにおけるガバナンス支援－民主的な制度づくり、行政機能の向上、法整備支援－」p3。

5 松尾弘（2008）「開発法学の根本問題－法の支配と良い統治との関係を中心に－」『Law & Practice』第2号p25-29。

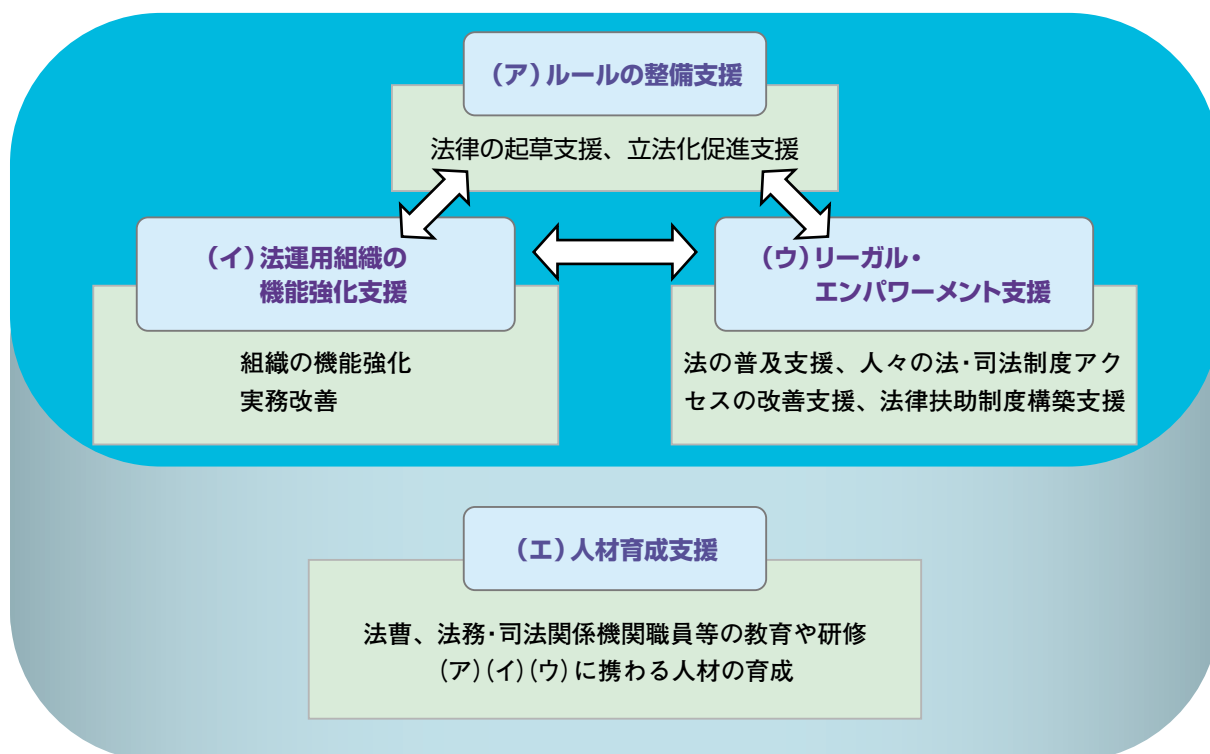
6 「法の支配」の概念は極めて多義的であるが、およそ定着している定義としては、次の2つがある。①法または法システムに関する特定かつ観察可能な指標による「形式的定義」（例えば、形式上独立し、かつ、公平な司法部門、公にされた法律、特定の個人や階級にのみ適用される法律の不存在、遡及的な法律の不存在、政府の行為に対する司法審査に関する規定などの必要最低限の形式）、②法システムの正義や公正などの実体的価値の実現への貢献でみる「実体的定義」。（松尾弘（2005）「国際開発援助と「法の支配」」『社会科学研究』第56巻代5・6合併号p109-137）（Stephenson M.（2001）“Rule of Law as a Goal of Development Policy” World Bank）

1-2 法整備支援の定義

<法整備支援の3つの柱と人材育成>

本報告書において、法整備支援とは、(ア) 具体的な法律の起草支援や、起草された草案の立法化の促進支援などの「ルールの整備支援」、(イ) 法を執行・運用する機関や法を適用して紛争を解決する機関の機能改善に向けた支援などの「法運用組織の機能強化支援」、(ウ) 人々の法制度へのアクセス向上に対する支援などの「リーガル・エンパワーメント支援⁷」を3つの柱としつつ、これらすべての支援の基盤となる要素として、(エ) これらの整備を支援受入国が将来にわたり自立的に行なえるよう、これらに従事する法曹、法務・司法関係機関職員等の「人材育成支援」を含むものである⁸。

図1-1 法整備支援の3つの柱と人材育成



<「法の支配」の実現と3つの柱の相互関係>

ある国において「法の支配」が実現されるためには、(ア) ルールが整備されることはもとより、(イ) 法の運用や執行をする組織の機能が改善される。一方で、(ウ) 市民社会への法情報の提供や市民側の司法アクセスが向上すること（リーガル・エンパワーメント）までが必要であり、

7 ここでいう「リーガル・エンパワーメント」とは、①人々に対する法知識の普及支援、②人々の法・司法制度アクセスの改善支援、及び③法律扶助制度構築支援などを指す。

8 ただし、後述のとおり、支援受入国の状況・ニーズによって支援内容・支援の範囲は異なり、JICAでは(ア)から(エ)の4要素を組み合わせながら支援を行なっている。

これら3つの要素のいずれが欠けても「法の支配」は達成されない。

例えば、法令の起草（(ア) ルールの整備）において、ルールが整備されただけでは「法の支配」は実現されない。あるルールが定められた場合、そのルールを運用する機関において適切に運用され、当該ルールに基づいて紛争が解決されなければ、ルールは死文化してしまい、ルールに基づいて市民の権利が実現されることにはならない（(イ) 法運用組織の機能強化の必要性）。さらに、そのルールの内容が市民に理解され、紛争解決の基準とならなければ、ルールの存在意義がなくなるのみならず、ルールと現実の間に矛盾を招くことになり、かえって予測可能性・透明性の低下を招く（(ウ) リーガル・エンパワーメントの必要性）。このような、他の要素との補完的な関係は、(イ) 法運用組織の機能強化の支援における（ア）と（ウ）との関係においても⁹、（ウ）リーガル・エンパワーメントの支援における（ア）と（イ）の関係においても¹⁰、同様にあてはまる。

したがって、法整備支援においては、（ア）から（ウ）のすべての要素に対する支援を包括的・横断的に捉える必要があり、これらすべての要素が相互補完的に「法の支配」の構築を促すような支援を検討しなければならない。

<法整備の基盤としての人材育成>

開発途上国の自助努力を支援するという観点からは、その国の発展とプロセスとの関係における、いわば時間的な幅をもったプログラムとしてのアプローチを検討することが必要であり、中・長期的な視点で人材育成に取り組む必要がある。

ある法律や制度は、当該国の発展段階、社会状況の変化、新たなニーズの発生等に応じて不断の見直しが迫られるものであり、法整備は終わりのない国家の営みである。例えばルールの整備に関しては、立法事実を認識することから始まり、法案の起草、立法化を経て、ルールが施行されるが、そのルールに対しても、社会状況の変化にともない、新たなニーズ（立法事実）が生じるのであり、時宜に応じて改正を検討する必要がある。法整備支援は、援助対象国がこのようなサイクル¹¹に従って自立発展的に改善を行なうことができるようになることを目標として実施されなければならない。それが可能になってはじめて「法の支配」を通じた良い統治の実現への

9 ルールの運用・適用を適切に行なえるよう、法運用組織の機能が強化されることは、ルール自体が運用・適用に支障のないように整備されることと表裏一体の関係にあり、これらの整備の間には双方向的なフィードバックが不可欠である。また、組織（公的機関）のサービスの対象である人々の法的知識や法・司法アクセスが向上することも、法運用組織の機能強化の目的を達成するために重要な要素となる。

10 人々のリーガル・エンパワーメントのためには、社会に根づかない異質のルールではなく、その国の風土・文化や既存の制度と調和したルールが整備されることが必要である。また、人々の法・司法アクセスを保障する制度を担う関連組織の機能が適切に強化されることも、法・司法アクセスの向上に不可欠である。

11 時宜に応じた不断の見直しのサイクルは、法運用組織の整備についても、人々の法・司法アクセス改善についても、同様にあてはまる。

道筋がついたと言える。

このような自立発展性を考えた場合、支援を通じて、途上国の人材が、整備されるルールや法運用組織機能、人々のリーガル・エンパワーメントの手段を正しく理解し、将来にわたり、当該国の社会状況の変化などに応じた制度の見直しを続ける能力を身につけていくことが重要である。したがって、人材育成は法整備支援における基盤的な課題であり、中・長期的な観点から取り組む必要がある。

第2章 日本の法整備の経験と特色

2-1 日本の法整備の経験

19世紀後半の明治維新以降、日本は、それまでの鎖国政策を廃止し、産業の発展や戦争を経験する過程で、国内外の状況の急速な変化に対応するために、自らも法整備に関して試行錯誤を繰り返してきた。とりわけ、明治維新後の国家・社会の近代化に向けた包括的な法改革や第二次世界大戦後に連合国の間接支配のもとで行なわれた法改革は、基本的な法原理や法制度の修正を含む、抜本的で大規模なものであった。これらの改革の中で、日本は法制度を国際標準に近づけるプロセスを経てきており、そのプロセスは今でも続いている。このような日本の経験は、それぞれの発展段階に応じた適切な法改革を行なう必要に迫られている開発途上国において、役立てることができる有用な情報を含んでいる。

2-1-1 明治維新後の近代化に向けた法改革のプロセス

明治初期の日本においては、近代的な法制度の不備を理由に、諸外国から治外法権の承認を余儀なくされ、そうした不平等条約の改正が政治的課題となっており、民法典をはじめとする基本法典の整備が急務とされた。当初はナポレオン法典の翻訳などによる「輸入」も検討されたが、当時の司法卿を中心として、日本の実態に即した民法典の起草を目指すこととなり、1880年及び1883年に民事法に関する全国的な慣習法調査が行なわれた。その後紆余曲折があったものの、フランス民法典、ドイツ諸領邦の民法典、ドイツ帝国の民法典草案、その他各国の民法典、その他の関連法律を参照して、日本の慣習や既存の法制度をも考慮に入れて、民法典が起草され、1896年に成立した（明治29年法律第89号、明治31年法律第9号）。

国の発展段階の初期に、私法の基本法である民法についてこのような起草の方法、すなわち外国の法律を参考としつつ自らの社会・文化の状況に合わせた法律を起草するというプロセスを経たことは、その後の法令の起草に大きく影響し、日本の起草作業は、常に諸外国の制度を検討しつつ、自国の風土や文化、制度の独自性を反映する形で行なわれてきた。また、研究者の間にも、日本法が参考にした外国法について、比較法学の手法を通じて日本法をよりよく理解するために研究を行なうという伝統が生まれた。

2-1-2 戦後復興の一環としての法改革・民主化に向けた法改革

第二次世界大戦後、日本は、平和構築の対象国として、連合国を中心とする国際社会の支援を得ながら政治・経済・社会の各方面において改革を進めてきた。改革の柱の一つである財閥解体については、1945年11月の持株会社解体指令により財閥が解体され、さらに財閥の復活を防ぐために1947年4月に独占禁止法等が制定された。農地改革については、占領軍の指示

のもと作成された農地改革案（自作農創設特別措置法・改正農地調整法）が1946年10月に可決され、その結果、小作地の約80%が売り渡され、農地に占める小作地率は46%から10%に減少、地主制が解体された。

1945年に制定された新憲法では、「国民主権」、「基本的人権の尊重」及び「平和主義」が謳われた。例えば、労働改革については、1945年12月には労働組合法が公布され（1946年3月施行）、団結権・団体交渉権・争議権からなる労働三権が初めて認められた。また、労働関係調整法（1946年9月）、労働基準法（1947年4月）が定められ、労働三法が整備された。選挙制度に関しては、1945年に新選挙法が制定され、婦人参政権が初めて認められた。

このように、日本の戦後改革や民主化は、法整備と不可分一体の関係にあり、改革を実現する手段としての一連の法律の整備が、戦後日本の社会の安定と経済の発展及び民主化の促進に寄与している。

2-2 日本の法整備の特色

2-2-1 自らの文化、社会に合わせた法のカスタマイズ

2-1に記載のとおり、日本は、明治維新以来、主としてフランス法・ドイツ法を中心とする大陸法を継受し、第二次世界大戦以降は占領軍によるアメリカ法の影響が強まるなかで、自らの文化、社会に適合するように外国法を選択的に、かつカスタマイズする形で取り入れてきた。そして、透明性のある法制度を構築し、法を運用する組織の機能強化や人材育成を進め、社会・経済の安定と発展につなげることに努めてきた。外国法の継受の過程においては、大小様々な規模の社会調査が行なわれ、各分野における慣習や既存の制度（インフォーマルなものも含む）の確認が行なわれた。

国の発展段階や社会・経済の変化に応じ、他国の法制度を自らの文化、社会に適合するようにカスタマイズしてきた経験は、それぞれの国の実情に合った法整備を必要としている開発途上国と、共有できるものが多い。

2-2-2 比較法的知見を有する人材の育成¹²

他国の法をカスタマイズし、法制度を国際社会の標準に近づけるため、日本では他国の法制度が学習・研究され、結果として日本法に加え外国法の知見を持つ研究者等の人材が育成された。前述のとおり、日本の法制度は、明治維新後は主としてフランス法やドイツ法といった大陸法の影響を受け、これに加えて第二次世界大戦後はアメリカ法（英米法）の影響も強まったため、「世界の法体系のチャンピオンとも言える法制が、みんな極東の島国のこの日本に集中し

12 三ヶ月章（2001）『司法評論III』有斐閣 参照。

ている」¹³とすら言われる状況になり、日本法の研究者でありながら同時にドイツ法やフランス法、または英米法の専門家でもあるという人材が多く輩出されたのである。

現在の開発途上国は、旧宗主国の影響を受けた法制度を有していることが多く、その土台の上に、市場経済化やグローバリゼーションなどの課題への対応が求められている。これらの国に対して適切に助言をするには、その国が影響を受けた法制度に関する知識（当該国の旧宗主国の法制度に関する知識等）を有していることが望ましく、日本の経験と日本が輩出してきた人材の知見は、支援受入国の状況を踏まえた支援を行なう際に極めて有益である。

また、日本は、自身の法整備のプロセスにおいて、常に他国の法制度の情報を入手・蓄積し、多様性を持つ法律学と法律実務を構築してきた。支援受入国は、日本の支援を通じて、日本の経験だけでなく他国の法制度についても豊富な情報に触れ、知見を得ることができ、異なる法制度を比較する視点をもったうえで、自国に合った法制度を検討することができる。このことは、日本法の押しつけではなく、選択肢を提供することによって支援受入国のオーナーシップを尊重するというJICAの法整備支援の基本方針とも合致し、また、日本が法整備支援をするうえで他の支援国・機関にはない独自性を有する点である。

13 三ヶ月章（2001）『司法評論III』有斐閣 p14。

第3章 JICAの法整備支援

3-1 基本方針と特長

3-1-1 支援受入国側の主体性（オーナーシップ）の尊重

開発途上国の安定と発展に向けて、「法の支配」の浸透を促進するため、JICAは支援受入国側の主体性を尊重し、自助努力を支援している。

ある国を取り巻く様々な状況のもとにおいて、法制度の選択や整備の進め方は当該国の主権の行使に関わる問題であり、その適切さは当該国が主体的に判断していくべき事項である。押しつけの法整備支援は主権の侵害の問題であるばかりでなく、相手国の実情に合わず、制度として根づかないものともなりかねない¹⁴。

そこでJICAの法整備支援においては、日本あるいは特定の国の制度や考え方を押しつけるのではなく、日本を含め各国の制度や考え方を参考例として提供し、支援受入国が自国に合った法制度を構築することを側面から支援している。すなわち、日本や他国の立法例を紹介するなど相手国に様々な「選択肢」を提示し、当該国が自国の実情に合ったものを選択できるよう、対話をしながら協力を進めることに細心の注意を払っており、このプロセスを通じて支援受入国側の主体性を尊重している。支援受入国のキャパシティによっては、選択肢の提示にとどまらず、ある程度日本側が選択肢を取捨選択する必要がある場合もあるが、そのような場合においても共同作業を行ない、対話をしながら、最終的に支援受入国の意思決定を尊重することにより、主体性を尊重するアプローチがとられている¹⁵。

3-1-2 多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法

JICAの法整備支援では、「法の支配」を実現するための複数の要素を包括的にカバーするため、多様な人材が関与している。これら支援リソースを活用し、効率的・効果的に支援するため、JICAでは以下に挙げるリソース及びツールを組み合わせて活用している。

➤ **長期専門家の派遣** まず、JICAでは法律専門家である長期専門家（裁判官、検事、弁護士等）を現地に派遣し、常駐させることにより、支援受入国のニーズや実情を把握し、当該国の法文化と密に接しながら支援を行なっている。この長期専門家の多くは、日本において実務経験を積んだ法曹実務家であり、その実務経験を踏まえ、かつ支援受入国の法文化に配慮しながら、日常的に支援受入国のカウンターパート機関職員に頻繁に接する形で助言を提供している。また、支援受入国に常駐する長期専門家（法曹等）が支

14 戒能通厚（2001）「総論：「法整備支援」と比較法学の課題」「法整備支援と比較法学の課題」『比較法研究62号』p85。

15 本報告書3-3-3を参照。

援の実施に関して支援受入国とJICAとの橋渡しする役割を果たしており、JICAが長期専門家の意見を支援の方針に反映させることにより、より現場のニーズを反映させた支援を行なっている。

- **国内支援委員会の設置** 次に、その長期専門家を日本でバックアップし、支援受入国に対してより適切な助言を行なえる体制として、日本国内に学識経験者・実務家（裁判官・検察官・弁護士等）から構成されるアドバイザリーグループを設置している。これらアドバイザリーグループ委員については、同じ委員がプロジェクトのフェーズを越えて長期間にわたり支援を継続する例も多く、当該支援に関する経験・知見の蓄積という点でも、また、支援受入国との信頼醸成の点でも、支援の成果の達成に極めて大きな貢献をしている。
- **現地セミナー** そして、上記の国内リソースを支援受入国において活用する方法として、JICAは、アドバイザリーグループ委員等の専門家を短期で派遣し、支援受入国において現地セミナーを行なっている。この方法は、カウンターパート機関の職員だけでなく他機関のステークホルダーを広く巻き込んで、多くの関係者に知見を提供することを可能にすると同時に、派遣された日本人専門家が支援受入国の現状について実際にその目で確認することで、より現地の事情に即した支援を行なうことに大いに役立っている。なお、現地セミナーの前後には、長期専門家によるフォローアップも行なわれており、支援受入国が短期で派遣される専門家からの知見・助言を咀嚼し、支援受入国の実務に活用することを側面から支援している。
- **本邦研修** さらに、支援受入国からカウンターパート機関の職員をはじめとする関係者を日本に招き、日本国内で集中的なワークショップやスタディツアーの開催等、本邦研修を実施している。この方法により、カウンターパート機関の職員をはじめとする関係者が前述のアドバイザリーグループ委員や日本国内の広範な分野のリソースパーソンと集中的な議論と作業を行なうことができ、短期間で大きな成果をあげることが可能になっている。また、日本の実務について、その現場を見学し、現場の担当者と意見交換することにより、日本の実務を効果的・効率的に学ぶことができる機会となっている。
- **JICA-Netシステムの活用** 加えて、JICA-Net会議（JICA本部と現地事務所、関係機関をつなぐTV会議システムを活用した会議）を用いることにより、アドバイザリーグループ委員が、支援受入国のカウンターパート機関職員をはじめとする関係者と直接リアルタイムで協議を行なうこともでき、円滑なコミュニケーションが図られている。また、現地専門家とアドバイザリーグループとの会合にもJICA-Net会議を用いることで、支援受入国の既存の制度や実務、当該国の法律家の問題意識などの情報が、現地専門家とアドバイザリーグループで共有でき、委員による現地セミナーや日本国内におけるワークショップの効果的な実施を可能としている。
- **中長期的な人材育成** 中・長期的な人材育成の手法として、実施中のプロジェクトとは別に、「長期研修」や「人材育成支援無償」等の事業が行なわれている。

長期研修は、支援受入国の人材が当該分野の学位を取得することを支援する手法であり、前述の本邦研修は比較的短い期間のものが多く、長期研修では日本国内の大学院に留学し、修士号もしくは博士号を取得することを目的としており、日本滞在期間は2～3年である。

法整備支援のプロジェクトとの関連では、ラオスからの長期研修員受入の事例があり、今後帰国留学生が後続プロジェクトにも関与していくことが期待される。また、無償資金協力事業のひとつである「人材育成支援無償」（留学生支援無償あるいはJDS留学生）では、数多くの留学生を法学部や法学科に受け入れてきている。

また、「青年研修」は、将来の国づくりを担う人材を育てる事業であり、支援対象国の若手を招聘して各専門分野の知識・技術を向上させるための研修を実施している。そのうちの1つに「法制度整備」コースがある。このほか、対象地域を限定せずに課題ごとに研修を行なう「集団研修」（投資環境法整備研修、国際知的財産権研修等）及び特定地域の人材を対象として研修を行なう「地域別研修」（中央アジア比較法制研究セミナー等）がある。

なお、これらの支援は、前述のとおり日本国内の法学者や実務家の協力を得て行なわれているが、法律の実務経験を持つ人材が開発援助の分野の知識・経験を有しているとは限らない。そこで、JICAでは長期専門家候補者に対して、国際協力に関する知識や法整備支援の実務的能力を高める機会を提供しており、派遣前に約1カ月の派遣前研修を実施している。また、2009年度より、法整備支援専門家候補者に対する「能力強化研修」（通常の派遣前研修とは別に、法整備支援分野に特化した研修でOJTを含む）を実施予定である。

3-1-3 国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定

第1章1-2において述べたとおり、（ア）ルールの整備、（イ）法運用組織の機能の改善及び、（ウ）人々のリーガル・エンパワーメントは、相互補完的な関係にあり、これら要素を包括的・横断的に捉える必要がある。

ただし、支援受入国の多岐にわたる法整備に関する課題・ニーズのすべてに対応する支援を行なうことは不可能であり、包括的・横断的な視点と同時に、限られたリソースで最大限の効果を発揮できる支援を行なわなければならない。さらに、JICAにおける法整備支援はプロジェクト型協力¹⁶の形式で行なわれるため、支援の対象分野の選択とプロジェクト枠組みの設定

16 プロジェクト型協力とは、対象の支援領域、達成したい成果目標、カウンターパート（C/P）機関及び、一定の協力期間を設定して行なう援助である。JICAは次の理由から、プロジェクト型の支援を行なっている。

- ・段階ごとに、達成すべき目標、実施する活動を具体化させ、関係者間で共有することにより、段階ごとに目指す到達点と、到達までに取り組むべきプロセスが明確化され、協働活動の円滑な実施につながる。
- ・発展段階に応じ変化する活動内容に対し、プロジェクトごとに適切な相手国機関・関係者を選び、協働体制を組むことが可能となる。
- ・プロジェクトのモニタリング・評価により、対応領域における段階ごとの成果の達成状況の確認や軌道修正、協力の終了の判断が容易になる。

(スコーピング)が必要となる。

そこで、JICAでは、開発途上国のその時点のニーズ、政策課題及びキャパシティ等の状況を踏まえ、(ア) ルールの整備、(イ) 法運用組織の機能の改善及び(ウ) 人々のリーガル・エンパワーメントを適切に選択、または組み合わせたプロジェクトを形成している。このプロセスは、支接受入国との対話を通じた合意に基づき行なわれている。また、プロジェクトの実施中または新たな協力フェーズの開始時に、支接受入国のキャパシティ、ニーズ、政策課題の変動を考慮に入れて、その時点で最適な支援内容の選択または組み合わせを再検討している。

3-1-4 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視

第1章1-2において述べたとおり、JICAでは自立的に法整備を担う長期的な人材育成を重視している。そのため、(ア) から(ウ) の各要素への支援を通じた人材育成を行なっているほか、法曹養成や実務家向けの研修といった人材育成そのものに対する支援を行なっている。

また、人材育成を重視するため、JICAの法整備支援では支援のプロセスに重きをおいている。JICAが行なう法整備支援は、一方的な知見・知識の提供ではなく(例えば起草支援においては日本が作成した法案を提供するのではなく)、支接受入国の法曹、法務・司法関係機関職員等に支援の受け皿となるグループ(ワーキング・グループ)を設けてもらい、現地に常駐する長期専門家や日本国内の学識経験者及び実務家から構成される支援体制(支援委員会)との間で共同作業¹⁷をすることにより、法案の起草や教材の作成等を行なっている。双方で検討し、一つ一つの問題点について協議が行なわれるため、作業には時間を要するが、共に検討し、改善するという作業を通じて、支接受入国側に、将来自立的に法整備を担う人材が育成されるように努めている。

3-1-5 支接受入国の社会に根づく支援の重視

その国の社会・文化と整合性のない法制度は、いくら理想的なものであっても、その目的は実現されない。したがって、法制度の整備はその国の社会の現状を出発点として、徐々に進めていかなければならない¹⁸。例えば、ある法的なルールが解決しようとする課題は何なのか、そしてそのルールは何を目的として設定されているのかを、当該国のコンテキストに照らし、

17 例えば、起草支援では、支接受入国の現地ワーキング・グループが作成した草案に対し、長期専門家と日本側支援委員会が検討のうえ、コメントを提供し、それを支接受入国の現地ワーキング・グループが検討し、といったプロセスを繰り返す。必要に応じて、現地セミナーの開催、現地ワーキング・グループメンバーを日本に招いての集中的な討議、JICA-Netシステム(TV会議システム)を活用した意見交換等を行ない、直接対話により疑問点を解消し、日本側の考える問題点を説明し、支接受入国に選択肢を提示しつつ起草作業を支援する。

18 森島昭夫(2003) 基調講演「ヴェトナムにおける法整備支援」『ICD NEWS』第9号(2003.5) p37。

明らかにしたうえで、当該ルールの法技術的構成について検討しなければ、社会と乖離した「機能しない法制度」を形式的に導入することになりかねないのである¹⁹。

こうした観点から、JICAの法整備支援は、支援受入国の社会に根づく支援を目指し、支援受入国と共同で社会調査を行なうなどの方法により問題点を共有し、対話を重ねながら現地の実情に沿った問題処理を考えるというアプローチをとっている。また、日本での実務経験を有する法律専門家を長期専門家として現地に派遣し、常駐させることにより、適切・的確に支援受入国の状況を把握できる体制をとっている。

3-1-6 日本の経験・知見を活用

JICAの法整備支援は、他国の法制度を自国の文化・社会・風土に合わせてカスタマイズした日本自身の法整備の経験を踏まえ、支援受入国のニーズや実情に最も適合する方法を真摯に模索してきた点に大きな特色を有している。

他国の法制度に対する助言は、単に技術的なものだけではなく、日本の法制度の背景も含めた『知の体系』を提供することによって行なう必要があると考えているが、そのような助言に際しても、日本の経験が様々な形で役立てられている²⁰。

このため前述のとおり、JICAの法整備支援では、実務家を長期専門家として派遣するとともに、日本国内に有識者と実務家から構成される支援委員会を設置し、長期専門家をバックアップする体制を取っており、これによって日本の経験を踏まえた多岐にわたる専門分野の知見を集約した支援を実現している。

3-2 アプローチの有効性の検証

JICAでは1996年にベトナムにおいてプロジェクト方式による協力を開始し、その後、カンボジアやラオス等でも実施されるようになった。2009年4月現在までに、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国、モンゴル、東ティモール、ネパールなどにおいて協力してきた²¹。本項では、JICAの法整備支援の中で長い歴史を持つベトナム、カンボジアへの支援を事例として、JICAの法整備支援におけるアプローチの有効性を検証する。なお、ベトナム・カンボジア以外の事例については、付属資料1 案件概要表を参考とされたい。

19 森島昭夫（2003）特集「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」『ICD NEWS』第11号（2003.9）p5。

20 上原敏夫（2008）「カンボジア民事訴訟法典の成立—起草支援作業を振り返って」[特集]『ジュリスト』1358号 p27。

21 2009年4月現在、東ティモール、ネパールは技術協力プロジェクトではなく、本邦研修や現地セミナーのみ実施。

ベトナムに対するJICAの協力概要

ベトナムにおいては、1986年のドイモイ政策採用以降、市場経済化への移行が進められており、様々な開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の構築が急務であった。1990年代に入り、ベトナムは、各国政府及び国際機関の協力などを得ながら法整備を進めていたが、市場経済化に対応した法制度及び法律に精通した人材育成を早急に整備する必要があった。

このような背景を踏まえ、我が国は、1996年よりベトナムにおける法整備支援プロジェクト（1996年1月～1999年11月）を開始した。支援の中心は法令起草であり、これに必要な社会調査あるいは日本を含めた外国法令の調査・情報提供に多くの時間と労力が割かれた。初期段階においては単に日本の制度紹介などを行っていたに止まるが、次第にベトナム側の起草する法案への具体的コメント作業等も行なうようになった。制度紹介などの形で起草の参考となるような情報提供を行なった法令は多岐にわたっており、フェーズ1は、起草支援中心であるが、いわば間口が広く、カウンターパートのその時々の情報提供の要請に応じて臨機応変な対処を行っていたところに特徴がある。

1999年から始まったフェーズ2（1999年12月～2003年3月）においても法令起草が活動の多くの部分を占めたが、これに法体系の整理という、これまでになかった活動が加わった上、法運用のための人材育成も意識されるようになった。改正民法及び民事訴訟法への起草支援が本格的に始まり、最高人民検察院と最高人民裁判所が加わることによって、プロジェクトの規模も拡大した。また、通常の起草支援活動にくわえ、派遣されていた長期専門家が、司法省がUNDPの支援を受けて実施したベトナム初の法制度に関する総合調査である「リーガル・ニーズ・アセスメント」に参加し、ベトナム法制度の問題点の洗い出しと解決に向けた提言に寄与した。

フェーズ2終了に至るも、改正民法の起草が未だ作業半ばであったこと、民事訴訟法の起草も未だ終了していなかったこと、市場経済化に即した民事法制度の整備という観点からは、民法に隣接する関連法の整備も必要とされたことに加え、法令の整備が進むにつれ、これを運用する人材の育成がこれまで以上に急務となっていることが強く意識されたことなどもあって、第3フェーズ（2003年12月～2007年3月）はこれまで以上に人材育成に重点が置かれた。第2フェーズまでは、ベトナム側が各種の法案起草作業で必要とする情報を、その都度求めに応じて提供するという形の支援が多かったことから、支援が「総花的」であって目標と成果が明確ではない、という国内からの批判を受け、市場経済化に即した民法及び関連法令の起草支援（サブプロジェクトA）と法令を適正に運用できる人材の育成（サブプロジェクトB）を2本の柱とし、それぞれについて目標・活動内容・挙げるべき成果を明確に定め、範囲を絞り込んだ。また、ベトナム側の強い要望もあって、支援対象にベトナム国家大学ハノイ校法学部が加わり、人材育成の一環として日本語による日本法講座の開設・運営支援が新たにコンポーネントとして加わった。なお、2005年にはベトナムの政策課題がさらに明確化され（ベトナム共産党中央執行委員会政治局決議第48号及び第49号）、より明確な支援内容の設定ができるようになった。

現在実施している法・司法制度改革支援プロジェクト（2007年4月～2011年3月）では、中央レベルのみを対象とした支援では地方レベルに改善の結果が浸透しないというフェーズ3までの教訓を活かし、中央レベルのみならず地方レベルの課題の解決への取組みも行なっている。パイロット地区を設置し、同地区における裁判実務から得られた教訓と考え方を、中央機関にフィードバックし、ルール・組織の整備及び法曹人材育成に反映することにより、更なる実務改善に取り組んでいる。

(1) 支援受入国側の主体性（オーナーシップ）の尊重

1986年のドイモイ政策採用以降の市場経済化にともない、ベトナムではその対応のため法整備を進め、2002年の「リーガル・ニーズ・アセスメント」を経て、2005年のベトナム共産党中央執行委員会政治局決議第48号及び第49号において法整備・司法改革について中期戦略枠組みが示されるに至った。

JICAの支援は、「リーガル・ニーズ・アセスメント」への協力を含め、ベトナムが進める改革の状況に応じ、わが国の協力内容・形態を柔軟的に適応させてプロジェクトを発展させてきた²²。現行プロジェクトでも、ベトナムの法整備計画におけるプライオリティに合わせ、支援内容を構成している。

個別の事例として、例えば改正民法の起草支援に関し、日本の民法共同研究会のコメントがベトナム側に取り入れられないこともあったが、こうした場合にも、取り入れられなかった理由を確認したうえで、日本側の意見を押し付けるのではなく、漸進的なベトナムの取り組みを尊重する形で支援が進められた。

BOX 3－1 ベトナム民事訴訟法典における監督審制度

当事者主義と職権主義との相克に係わる調整が困難な事例として、ベトナム民事訴訟法における監督審の問題がある。監督審とは、通常の訴訟手続を経て下された確定判決に対し、政府が特別の法廷を開いて審理をやり直し、必要と判断した場合にはそれを取消す裁判手続である。日本の国際協力機構（JICA）の支援を受けたベトナム民事訴訟法典の起草プロジェクトにおいては、この監督審の制度を草案に盛り込むべきか否かをめぐり、これを民事訴訟法典の草案中に維持することを強く主張するベトナム政府と日本のアドバイザーとの間で、熱心な議論が繰り返された。（中略）最終的に、監督審は維持され、ベトナム民事訴訟法288条以下に規定された。

それでは、この監督審のルールは「法の支配」の概念と矛盾するものとみるべきであろうか。（a）「法の支配」についての権利と関連づけた捉え方および「法の支配」の本質を政府権力の制限とみる視点からは、監督審は「法の支配」に反するものとして否定的に評価される可能性が高いといえるかもしれない。

しかしながら（b）このような類型の問題は、政府の仕組みを確立するための法改革プロセスにおいてしばしば見出される性質の問題であり、その意味では決して特殊ないし異例の問題とみるべきではない。したがってまた、これを社会主義体制に特有の問題として位置付けてしまうことも問題の本質を取り逃してしまうように思われる。（中略）一回的解決を前提とした固定的な解答を求めのではなく、あくまでも動的な改革プロセスとして、漸進主義的な法改革（incremental legal reform）を試みるべきである。

出所：松尾弘（2008）「開発法学の根本問題－「法の支配」と良い統治の関係を中心に－」『Law & Practice』第2号 p36-37

22 JICA（2006）「ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査報告書」p22。

(2) 多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法

ベトナムにおける法整備支援では、1996年のフェーズ1開始時期より、法律実務家の長期専門家を派遣している。また、フェーズ2より民法改正共同研究会を設置し、フェーズ3では右委員会に加え、民事訴訟法共同研究会、法曹養成共同研究会を設置した。そして、現行プロジェクトでは民法共同研究会・裁判実務改善研究会を設置している。

法律実務家である長期専門家が現地に配置されていることで、カウンターパートが必要なときに支援対象となっている具体的な法律問題についていつでも相談することができるほか、ベトナムの社会・文化を深く理解した法律家がベトナムのニーズを的確に把握することができている。また、日本国内に設置している支援委員会が、現地の長期専門家が把握したニーズに、多角的な見地から助言・アドバイスを提供している。長期専門家と日本国内の支援体制が連携することにより、ベトナムのニーズに応えられる体制が整えられている。例えば、日本国内の支援委員会委員などの専門家が担当した活動内容を、長期専門家が現地で長期にフォローアップすることなども可能になっている。

BOX 3-2 支援の手法に対する他ドナー及びカウンターパートのコメント

- ・日本の長期専門家は、各々の専門性が高くてアドバイスの内容が深いことに加え、必要なときにいつでも相談することができ、様々なフォローアップを受けることができる。
- ・日本のプロジェクトが優れている点は、法律の専門家を長期間の任期をもって派遣していることにより、ベトナムの社会・文化を深く理解した法律家が常にベトナムのニーズに応えられる状況を作りだしている点である。
- ・日本の専門家によって、隔週ベースでベトナム側と継続的に協議が行なわれているが、優れた知見を継続的に提供でき、かつ、ベトナム側から信頼されているからこそ、こうした支援が可能となっており、他のドナーにはやはり真似のできないことである。
- ・欧米の法律家は、それぞれ独立して成果を挙げるのが求められているが、一方JICAでは、組織のネットワークを最大限活用して、長期、短期の専門家のバックアップをしており、このような体制を組んでいる国にはない。これに対し、他ドナーのプロジェクトは結局個人的なネットワークを頼りにしており、しかも日本のような長期的かつ継続的な支援を得られているわけではない。
- ・大阪のセミナー（注：第10回法整備支援連絡会）に出て初めて、日本の法整備支援が100人以上の国内の専門家に支えられており、しかも長期にわたる継続的な支援体制が組まれていることがよくわかり、非常に驚いた。他のドナーはいずれも、短期的に専門家がやってきてはいなくなる、ということを繰り返しているだけで、このような方法でベトナム側に対して内容のある法整備支援を提供することは困難である。

出所：現地ヒアリング調査結果²³

23 本研究にて現地調査を実施（ベトナム：2009年2月24日～28日、カンボジア：2009年2月28日～3月7日）。カウンターパート及び他ドナーからヒアリングを行なった。

(3) 国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定

ベトナムにおける法整備支援は、支援開始当初より、ベトナムの実情と乖離しない、ベトナムにおいて執行・運用が可能な法令の整備を目指し、ベトナム・日本国側双方の共同作業により法令の整備が進められた。支援の結果、2004年に成立した民事訴訟法や2005年に成立した改正民法を初め、市場経済化にとって重要な法令が整備された。しかし、法令が整備されても、法令の執行・運用が適切に行なわれなければ、法整備支援の目的を達成することはできないため、法令が適切に執行・運用される組織の機能の改善も重要な課題であった。

このような観点から、フェーズの進展にともない、起草を支援した法令の成立後の執行・運用の支援にも着目した支援を行なうようになった。現行の「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」では、法令が適切に執行・運用される組織の機能の改善を支援すべく、司法省の下部機関の職員のトレーニングの支援を行なっているほか、ベトナム側と合意したパイロット地区（バクニン省）において、省級・県級裁判所と共同で実務の改善に向けた活動を行なっている。パイロット地区においては、長期専門家が中心となって、ベトナム側作業部会とともに現行の裁判手続のモニタリングや現行実務の検証と問題点の洗い出し、問題点の原因分析と改善策の検討を実施し、その結果を中央機関に還元したうえで、従前の支援で作成した実務マニュアルの改訂、判例やその他法律情報の地方への伝達、及び地方からの問い合わせに関する回答手法の改善などに反映させることを目指して活動が行なわれている²⁴。また、パイロット地区で得られた知見は、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正にも活用される。くわえて、市民に近い裁判の現場に対する支援は、市民の法・司法アクセスの改善にもつながる。

このように、法令の起草を支援するだけでなく、成立した法令が適切に執行・運用されるよう組織の機能改善も支援の対象とすることにより、起草支援の対象となった法令の立法目的が真に達成されることとなる。また、組織の機能改善の支援から得られた情報をルールの整備にフィードバックすることにより、より実情に即した適切な制度の構築が可能となる。さらに、法・司法アクセスが向上することにより、起草支援の対象となった法令の整備が市民社会に裨益することになる。

ベトナムにおけるJICAの法整備支援は、ルールの整備、組織の機能の改善、及び法・司法アクセス改善のそれぞれを視野に入れて実施されることにより、効果的な支援が可能となっている。

24 稲葉一生（2008）「法整備支援事業のいま」『ジュリスト』1358号p2。

BOX 3-3 法・司法制度改革プロジェクトへの取り組み（他ドナーのコメント）

- ・日本は地方の組織に対して支援をはじめた唯一のドナーであり、実務面で成果を出すといううえで、目のつけどころが優れている。
- ・県レベルにおける執行（enforcement）への支援へと進化してきており、こうした現場レベルでの支援は極めてチャレンジングかつ革新的（innovative）であって、今後の成果が非常に楽しみである。こうしたことは、10年以上にわたってベトナム側と信頼関係を築いてきた日本だからこそできることであり、他のドナーが同様のことを始めようとしても、ベトナム側から相手にされないの目に見えている。

出所：現地ヒアリング調査結果²⁵

(4) 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視

ベトナム法整備支援プロジェクトにおける起草支援は、ベトナム・日本国側双方に研究会を設置し、共同研究という形で進められた。そのプロセスにおいて人材育成が図られ、自立的な発展が期待されている。

例えば、ベトナム民法改正に関しては、日本の民法学に多大な業績を残している第一線の民法学者や実務家から構成されるベトナム民法改正共同研究会がプロジェクトのフェーズ2、フェーズ3にかけて活発な支援活動を実施したが、支援内容はベトナム民法改正共同研究会が条文を起草し提供するのではなく、ベトナム側が作成する各段階の草案に対する書面コメントの提供や、テーマを絞った現地セミナー、起草メンバーを日本に招いての集中的な討議、JICA-Netを活用した意見交換等を通じて、同研究会委員とベトナム側カウンターパート間での直接対話形式での議論であった。支援の過程において、同研究会委員は、書面やセミナーを通じてベトナム側が必要とする助言・情報を提供し、直接対話により疑問点や日本側の考える問題点を説明、徹底的に議論することで、ベトナム側に選択肢や考え得る課題を提示しつつベトナム側の起草作業を支援した²⁶。

このような共同作業方式による協力の過程で日本側と議論を積み重ねることにより、ベトナムの法曹関係者の法的思考力が格段に向上していることが観察されている。カウンターパート機関関係者はこのプロセスを通じて、自ら問題に対処することができるようになり、法案作成に貢献したと述べている。そのほかにも、市場経済化に必要な法整備、国際経済統合に必要な法概念・法理論にかかる認識が向上されたと自己評価している。また、プロジェクト活動を通じて、長期・短期専門家から論理的思考や計画的行動についても見習い、業務遂行能力が向上したと自認している²⁷。

25 本研究にて現地調査を実施（ベトナム：2009年2月24日～28日、カンボジア：2009年2月28日～3月7日）。カウンターパートや他ドナーからヒアリングを行なった。

26 このような支援の結果、民法改正最終草案が2005年4月に開催される国会に提出され、同年5月に可決成立し、2006年1月に施行された。

27 JICA（2006）「ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査報告書」p18～19。

(5) 支接受入国の社会に根づく支援の重視

1996年にプロジェクトとして支援が始まった当初、ベトナム法整備支援は手探りの状態であった。しかし、支援助国側で起草したものを渡すという方法ではなく、前述のとおり共同作業で協力が進められ、ベトナムにおける支援の需要、現状を正確に把握し、ベトナムの実情に合った法を共同で模索する作業が行なわれた。

特に、フェーズ1の時期に行なわれたベトナム民事法の施行状況に関する実態調査・社会調査²⁸は、その後の起草支援でベトナムの社会に合った支援を行なうベースとなっている。このように、単に特定の法分野の起草支援を行なうのではなく、現地の社会や既存の制度を踏まえた支援を重視したことにより、ベトナムの社会に根づく支援が行なわれた。

BOX 3-4 ベトナム法整備支援における社会調査

ヴェトナム民法がどのようにヴェトナム社会で機能しているかという点について社会調査を実施いたしました。民法はできたけれども、実際にそれが使われているかどうかということがはっきりしていません。また、実際にいろいろところで聞くところでは、民法が予定しているのとは全く違う運用がされているようであります。例えば、不動産登記などについても、全く民法が予定しているのとは違うような事態が起きているようであります。そこで、非常に小規模でありますけれども、社会調査をいたしました。司法省の法律科学研究所が主となって、大学などの協力を得て、ヴェトナム側が現地調査をすることとし、調査のプランニングについて日本の法社会学者や現地の長期専門家が、アドバイスを与えることとしました。それは、法というものは社会の中であって機能しなければ、法としての意味がないのだということをヴェトナムの人たちに理解してもらうために、社会調査そのもののレベルや調査の成果はともかく、生きた社会の中で法がどういうふうに動いていくのかということ、認識してもらおうとしたものです。

出所：森嶋昭夫（2003）基調講演「ヴェトナムにおける法整備支援」『ICD NEWS』第9号（2003.5）p39

(6) 日本の経験・知見の活用

ベトナムにおける法の執行・運用の改善、実務の改善を支援するにあたっては、検察業務や裁判業務の実務経験を有する専門家を長期で現地に派遣し、専門知識・実務経験に裏打ちされた専門的アドバイスを実施していることに加え、裁判実務に長年携わった専門家で構成される国内支援委員会から日本の実務の状況に照らし合わせた助言を提供している。

28 日本側の専門家とベトナム司法省が共同で、ハノイ市とホーチミン市においてそれぞれ1000件の個別面接を行なうとともに、ベトナムの都市部・農村部・山間部等へ赴き、その他の裁判所や司法部等、司法を担う人たちに現行民法の問題を聞いて回るヒアリングミーティング、典型的な判例を各裁判所から収集し分析する判例分析、現行民法に関する文献を収集し分析する文献分析を行なって、3年をかけてレポートを作成した。

BOX 3-5 ベトナム民事訴訟法共同研究会

ベトナムが民事訴訟法の起草作業を開始したのは1993年のことであり、同法の制定はまさに10年越しの大事業であった。この間、ベトナムの要請に応じ、先進諸国や国際機関が同法起草支援に関わってきたが、(中略)同法起草作業が大詰めを迎えた2003年7月、JICAはベトナム民事訴訟法共同研究会を立ち上げ、(中略)ベトナム現地の支援活動を日本国内から強力にサポートした。この共同研究会設立前においても、JICAの委託を受けて、我が国のそうそうたる学者・実務家がベトナムの民事訴訟法起草に寄与しており、その功績を忘れることはできないが、ベトナム側の起草作業が進んだ時点で設立された上記研究会の活動は、従前の支援活動と趣を異にしていた。従前は、現地セミナーや日本での研修の都度、ベトナム側から必要な資料を入手して活動の準備をしていたのだが、共同研究会は継続的に民事訴訟法草案をベトナム側から入手し、条文案のすみずみまで検討しながらベトナム側に随時助言を与えた。

[引用者追記]

民事訴訟法共同研究会委員構成：弁護士3名（うち1名は元裁判官。それぞれ、名誉教授、大学院特別任用教授、大学院教授）、法務省2名（検事）

出所：丸山毅「～特集～ベトナム民事訴訟法制定—我が国の起草支援—」『ICD NEWS』第21号（2005.5）p8

3-2-2 カンボジアに対するJICAの協力事例分析

カンボジアに対するJICAの協力概要

カンボジアでは波尔・ポト政権によって司法制度が完全に破壊され、それを支える法律家のほとんどが殺害された結果、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）以来、法制度整備はすべて外国に対する丸投げの状態であった。こうした状況のもと、カンボジアの要請に基づき、JICAは民法と民事訴訟法の起草支援を行なうこととなった。支援を行なうにあたり、延べ4名の短期専門家により、カンボジアの状況の調査・要請内容の確認が行なわれ、1999年3月から「法制度整備プロジェクト」としてプロジェクトが開始された。1999年3月～2003年3月のフェーズ1では、起草作業のための組織の確立、カンボジア民事分野を中心とした法律関係者のトレーニングを行ない、日・カンボジア共同作業による日本語・クメール語の民法・民事訴訟法のドラフトが起草された。

続く「法制度整備支援（フェーズ2）」（2004年4月～2008年4月）では、民法及び民事訴訟法の立法化促進支援が行なわれたほか、関連する施行法、附属法令が起草された。また、日本の作業部会作成による逐条解説や教科書等を活用し、カンボジア側ワーキング・グループの能力向上が図られた。また、起草した民法・民事訴訟法を社会に定着させるためには法曹人材の育成が必要という考えから、2003年に開校した裁判官・検察官養成校をカウンターパートとして、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」（2005年11月～2008年3月）が開始され、民事分野のカリキュラム策定、教材作成、教官・教官候補生の養成が行なわれた。加えて、実務への定着という観点では、法曹三者の一翼を担う弁護士の養成も必要であるため、2001年から日本弁護士連合会の協力を得て、カンボジア弁護士会及び弁護士養成校に対しても支援を行なっている。

2008年4月からは新たなフェーズが展開されている「法制度整備支援（フェーズ3）」（2008年4月～2012年3月）では、フェーズ2に引き続き、民法・民事訴訟法関連法令の起草・立法化支援や普及活動が行なわれているが、カンボジア側が徐々に自立できるような支援を行なう方針であり、司法省の体制作りも支援している。また、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」（2008年4月～2012年3月）では、裁判官・検察官養成校の自立発展性を高めることを目指し、引き続き教材作成や教官候補生の養成を支援している。

(1) 支接受入国側の主体性（オーナーシップ）の尊重

カンボジアにおける起草支援の実施方法は、ポル・ポト政権による司法制度の破壊と法曹人材の圧倒的な不足というカンボジアの歴史的経緯を踏まえ、ベトナムの場合とは異なり、日本側が条文要綱案を作成し、カンボジア側との共同作業を通じて議論を重ねながら起草を行なうアプローチがとられた。

ただし、ベトナムと同様、一方的な押しつけにならないよう細心の注意が払われた。まず、協力の開始にあたっては、例えば民事訴訟法起草に関しては、「起草する法典の内容については、一方で、現在のカンボジア王国の訴訟実務をそのまま是認し、それに法的根拠を与えるだけではなく、将来の国際的評価に耐え得る、民主的法治国家の訴訟原則に基づく民事訴訟法典の起草を目指す。しかし、同時に、他方では、カンボジア王国の社会的・経済的諸関係、伝統的法制度・法意識との調和を図ることにも配慮する」ことが、カンボジア側との協議のうえ合意された²⁹。そして、日本・カンボジア側とで双方向的な議論を尽くし、クメール語による草案を完成させることが目標とされた^{30,31}。また、支援のプロセスにおいても、カンボジア側作業部会は、日本側起草支援委員会が作成した条文要綱案の一条一条について審議を行ない、疑問点は日本側起草支援委員会との直接的な対話によって解決する方法がとられた。その結果、民法、民事訴訟法両草案は、日本法に類似しながらも、カンボジア独自の物権が規定されたり、口頭弁論期日の前に弁論準備手続期日の指定が必要とされるなど、カンボジアの実情やこれまでの裁判実務を十分に踏まえたものとなった。両草案がカンボジア政府から高く評価された³²ことから、カンボジア側のオーナーシップに配慮して支援が行なわれたことがわかる。

(2) 多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法

カンボジアにおいても、ベトナム同様、プロジェクト開始当時から長期専門家を現地に派遣し、国内に支援委員会を設置して支援を行なっている。起草支援に関しては、学識経験者と実務家から構成される民法作業部会・民事訴訟法作業部会を設置し、前述のとおり長期専門家と両作業部会委員が、カンボジア側関係者との直接の対話等を通じて、起草支援の開始

29 竹下守夫（2003）「カンボディア王国民事訴訟法典起草支援の意義と草案の基本的諸原則」『ICD NEWS』第7号（2003.1）p33。

30 三澤あずみ（2004）「法整備支援の課題と今後の発展～カンボジア」『ICD NEWS』第16号（2004.7）p8～9。

31 カンボジアにおいて、支援開始前にカンボジア政府と支援内容を協議していた段階では、カンボジアの長老法律家の中には、起草作業に時間がかかり過ぎるのでカンボジア専門家と共同討議をしないで（討議してもカンボジア法律家には理解できない）日本側だけでできるだけ速やかに草案を作成してほしいという意見もあった。（森嶋昭夫（2003）「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」『ICD NEWS』第11号（2003.9）p7）。

32 同上。

から現在に至るまで10年間にわたって継続的に支援を行なっている。裁判官・検察官養成校への支援に対しては、日本の法曹養成に携わっている実務家を中心に構成される法曹養成研究会（2008年度から名称変更し、法曹養成アドバイザーグループ）を設置し、日本の経験に基づいた助言を提供している。

また、本邦研修も積極的に活用しており、法制度整備プロジェクト（フェーズ1）では、3年間のプロジェクト期間において、日本国内における国別特設研修は計5回実施され、延べ48名の司法関係者が招聘された。この研修は、起草のワークショップを兼ねており、日本の国内支援委員会のメンバーに直接質問ができ、その回答も直ちに得ることができることから、高く評価されている。

BOX 3-6 支援の手法に対する他ドナーとカウンターパートのコメント

- ・日本のアプローチは、短期・長期の専門家がカンボジア政府の職員と直接一緒に働き、国内支援委員会のバックアップもあり、カンボジア側の質問に対するフォローアップが充実している。他ドナーの起草支援でも質問に答えてくれるが、カンボジア側に対するサポートは日本ほど充実していない。
- ・フランスでは、法律は一つの脳から作られると言われ、実際に個人名が法律の名前に使われたりしている。しかしながら、すべての問題を解決する天才はいないから、日本のように、国内支援委員会の存在もあり、いろんな分野の多くの人の知恵を集めて法律の草案を作るほうが、よりよいものができると思う。

出所：現地ヒアリング調査結果³³

(3) 国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定

JICAの支援は、前述のとおり、民法・民事訴訟法の起草支援から開始された。法制度整備プロジェクト（フェーズ1）では、日本・カンボジア共同作業により民法・民事訴訟法のドラフトが起草され、同（フェーズ2）では、両法の立法化促進支援が行なわれたほか、関連する施行法、附属法令が起草された。同（フェーズ3）においては、カンボジアが徐々に自立できるよう、民法の関連法令の起草作業を徐々にカンボジア側のイニシアティブにより進めていくこととしたほか、民事に関する司法省の機能の強化も支援対象としている。

これと並行して、民法・民事訴訟法が適切に運用され、社会に定着するためには法曹人材の育成が必要という考えから、2003年に開校した裁判官・検察官養成校をカウンターパートに、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」が開始された。また、実務への定着と市民社会への裨益という観点では、法曹三者の一翼を担う弁護士の養成も必要であるた

33 本研究にて現地調査を実施（ベトナム：2009年2月24日～28日、カンボジア：2009年2月28日～3月7日）。カウンターパートや他ドナーからヒアリングを行なった。

め、2001年から日本弁護士連合会の協力を得て、カンボジア弁護士会に対する支援が開始された。

このようにカンボジアにおける法整備支援では、起草支援だけでなく、カンボジアの法曹人材の少なさや裁判官・検察官養成校の開校という状況の変化に応じ、組織の機能の強化を目指した人材育成（司法省職員・裁判官・検察官・弁護士）及び市民の法・司法アクセスの改善を目指した人材育成（弁護士養成支援）へと支援の内容が拡大されている。

(4) 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視

民法の起草支援でも民事訴訟法の起草支援同様、日本国内において民法学者らにより構成された民法作業部会が条文要綱案を議論したあと、カンボジア作業部会において一条ずつ議論が行なわれた。また、個別の条文草案の起草にあたっては、カンボジア側の執筆担当者を日本に招聘して、民法作業部会のメンバーとともに集中的に草案の執筆に取り組んだ。このプロセスは、カンボジア側にとって制度の意義や規定の技術的構成を学ぶ機会を与える重要な意義を有するものとなった³⁴。また、このプロセスを経ることにより、草案が最終的に国会の議決を経て立法化されたあと、将来改正の必要が生じた際には、カンボジア側が自らの努力により改正していくことが目指された。

ベトナム同様、人材育成の面で、このような諸活動・投入を通じて、立法準備に関わったカンボジア作業部会メンバーは法案の内容についての理解を深め、民法・民事訴訟法の法案審議過程においても、カンボジア作業部会メンバーが、閣僚評議会法律家委員会、省庁間会合メンバー及び国民議会議員などの立法関係者に対して法案内容を説明し、質問に適切に対応することにより、立法関係者の法案への理解を増進させ、両法の立法化に向けて協力的な環境を醸成することに成功した。その結果として、民事訴訟法は2006年7月に施行され（適用は2007年7月）、民法案も2007年12月に国会において可決された（適用期日は未定）。また、同メンバーの中には、技術的に高度な解釈もできるようになり、王立裁判官・検察官養成校、弁護士養成校、大学などで新しい民法・民事訴訟法を講義する者も輩出された³⁵。

BOX 3-7 カンボジア民法・民事訴訟法起草支援で見られたカウンターパートの能力の変化

裁判官である彼らにとって一番不幸なことは、今ある法律を見て、その法律が何を意味しているのかを考えるという経験ができない、つまり、掘ってたつべき法律が物理的に少ない状態であることです。彼らは、書かれたものをどのように解釈していくかというトレーニング自体を今まであまり受けていません。今回具体的な条文案を起草するに当たり、彼らと一緒に条文案をひとつひとつ検討して

34 森島昭夫（2003）「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」『ICD NEWS』第11号（2003.9）p7。

35 JICA（2007）「カンボジア王国法制度整備プロジェクト（フェーズ2）終了時評価報告書」p9。

いくという作業をしました。この作業を通じて、彼らが書かれたものを見て考えるようになったというのは、大きな変化だと思います。……さらに、条文案を逐条で検討していく際に、引用されていない他の条文案を見て、この条文は第何章の第何条に関連しているというように、全体の中でクロスリファレンスができいく、そして、この条文を変えたらあの条文も変えなければならないということまで指摘するようになりました。見ていくという作業自体を自分の中で続けることによって、知らず知らずに思考の能力とパターンの質が高まっていったのではないかと思います。

出所：坂野一生（2003）「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって」『ICD NEWS』第7号（2003.1）p97～98

BOX 3－8 カンボジア裁判官・検察官民事教育改善プロジェクトにおいて現地作業部会が設置された経緯

当初のカンボジアの日本に対する要望は、JICAが日本の専門家〔引用者注：長期専門家や日本国内の専門家〕と協力してクメール語で教材を作成してほしい、日本の裁判官を司法官職養成校の講師として派遣してほしい、日本の裁判所において司法官職養成校研修生の実務研修を引き受けてほしいといった日本依存型のものであった。これに対し、日本側はこれまでの法案起草支援の成果を踏まえ、カンボジア側に作業部会を作る方法が有効であると考えた。カウンターパート研修を通じて、カンボジア側と日本側で問題意識が共有でき、教官を作業部会化し〔引用者注：養成校教官によるワーキング・グループの設置〕、この作業部会に対して様々なインプットをすることでその能力を向上させ、さらにはカンボジアにおける実務法曹の能力向上を実現するというアプローチをとった。教官の能力には2つの側面があり、やがて立法化される新民法及び新民事訴訟法下における実務についての知識や訴訟指揮を含めた技術を高める、つまり裁判官としての能力を高めることと、カリキュラムの策定や教材の作成といった司法官職養成校教官としてのノウハウを身につけ、向上させることである。この目的のためには、カンボジア側の主体的な作業が必要不可欠であることから、教官による作業部会を設立させ、彼らが作成したカリキュラム案、教材案について日本側から有効なアドバイスを行ない、さらに要件事実や裁判実務に関するインプットを行なうために日本側においても作業部会を設置した。

出所：矢吹公敏、三澤あずみ（2005）「カンボジアにおける法曹養成支援」『ICD NEWS 第20号（2005.3）』

(5) 支援受入国の社会に根づく支援の重視

上記（1）に記載したとおり、民法・民事訴訟法の起草支援は、カンボジアの実情やこれまでの裁判実務に十分配慮しながら実施しており、カンボジアの社会に根づくことを重視した支援を行なっている。

くわえて、法体系の異なる英語を介することで翻訳上の齟齬が生じないように、起草作業は日本語で草案を作成したあと、クメール語に翻訳しながら進められた。この過程において極めて重要であったのが、法律用語の統一的解釈である。日本側が日本法のもとで想定している概念がクメール語のある言葉で意味に漏れや誤りがなく表されているかを見極めなければ、適切な翻訳は困難であり、そもそもカンボジアの法律家たちに日本側の作った法案の意味内容が正確に伝達されていないことにもなる。そこで、カンボジアでは、条文案に出てくる重要な法律用語を確定するための「用語確定会議」が毎週、時には休日返上で開催され

た。カンボジア側は用語確定会議を、クメール語の適性用語を確定することのみならず、起草内容を深く理解するうえで役立っているとして、高く評価していた³⁶。また、現地作業部会のメンバー間では、カンボジアの民法・民事訴訟法の起草のためには、これらの作業は避けては通れないという共通の認識があり、大変な困難が伴ったにもかかわらず、主体的に取り組んできた。

BOX 3-9 カンボジア法制度整備プロジェクトにおける用語確定会議

用語確定会議は今回の民事訴訟法の起草のうえで相当重要な役割を担ったものだと思います。プノンペンに駐在している長期専門家たちの発案で生まれてきたように思いますが、カンボジア・サイドで長期専門家と司法省のワーキング・グループや裁判官たちの間で、私どもの作った条文案に出てくる重要な法律用語を巡ってこの用語確定会議が持たれるようになってきました。昨年辺りからは毎週開かれ、場合によっては休日返上で開いているとも伺いました。このプロジェクトが始まったところのカンボジア側の主体性の欠如、我々が現地ワークショップに参加しても、そこでの説明や質疑応答の記録すら取らないで聞き流してしまっていた当初のカンボジア側の姿を思い起こしますと、ものすごい変化でありまして、著しい進歩といってよいでしょう。それはともかく、この用語確定会議を単なる翻訳上の作業として軽視することはよくないと思うのです。日本側が日本法のもとで想定している概念がクメール語のある言葉で概念的にどこまで押さえられるか。それを見極めないと適切な翻訳も困難ですし、そもそもカンボジアの法律家たちに私どもの作った法案の意味内容が正確に伝達されていないことにもなります。それではいくら努力をして法案を作っても水の泡になりかねないわけです。その意味で、現地の人たちの模索の中から生み出された用語確定会議という方式は、草案の内容の正確な理解および伝達のために非常に重要な作業の場であったと思いますし、向こうの長期専門家の問題意識もそういうところにあったのではないかと考えています。・・・最初のころの用語確定会議では与えられた条文を読むだけの状態だったのが、去年から週4回、1回3時間ずつ頑張ります、今年になってからはほとんど連日集中審議をするという状態で、自分たちが理解できなかったことはすべて日本の先生にお聞きし、完成させるのだという熱意ある態度に変わりました。用語確定会議が担った「真の人造り」における役割と、理解を深めるための対話を重視したという点が、このプロジェクトがほかのドナーによるプロジェクトと全く違う特別な意義を持っていた特徴です。

出所：上原敏夫、竹下守夫、大村雅彦、三木浩一、松下淳一、矢吹公敏、田中嘉寿子（2003）「座談会 法整備支援の現状と課題—カンボディア民事訴訟法起草支援に携わって」『ジュリスト1243号』p80～81

(6) 日本の経験・知見の活用

起草支援にあたって、どの国の法律を基礎とすべきかは重要な問題であるが、カンボジア民事訴訟法典の起草にあたっては、日本法が基礎とされることとなった。その理由について、民事訴訟法作業部会委員の上原敏夫氏は以下のように述べている。

「第一に、民事訴訟法のような基本的な法典の起草を支援するという作業は、単にその条

36 JICA（2002）「カンボディア王国重要政策中枢支援「法制度整備」プロジェクト（フェーズ1）終了時評価報告書」p20。

文を書き上げれば足りるという単純なものではなく、条文の背景にある法技術・法理論（判例・学説）や外国法の継受の経験といったものからなる一つの大きな『知の体系』を提供することであり、われわれ日本の研究者や実務家がこれを担当し、責任をもって外国に対して提案できるのは、日々の研究・教育や実務での運用によって我々が習熟している法律しかないと考えられることである。第二は、日本の民事訴訟法は、高度かつ広範な比較法的な検討のうえに、日本の実務の状況を十分に把握しつつ、世界の潮流を踏まえて全面改正を遂げた最新の立法であることである。第三は、カンボジアの旧制度は大陸法系に属し、とりわけ、かつての宗主国フランスの影響を強く受けており、従って新法典も大陸法の考え方がなじみやすいものと考えられるが、内戦や混乱の時期に未曾有の法制度の破壊や知識人の虐殺があったため、旧制度に関する知識・経験を伝える法曹もごくわずかであって、現時点でフランス法にこだわる必要はないものと考えられたことである」³⁷。

BOX 3-10 日本の民事訴訟法を参考とした、カンボジアにおける民事訴訟法起草支援

日本の民事訴訟法は、最新の立法とはいえ、立法は妥協の産物という側面もあり、不十分な点、未解決の点も残されている。他方で、日本の民事訴訟法の条文の中には、日本での明治以来の立法の展開や定着している民事訴訟理論及び実務を前提としてはじめて理解できるものが多く含まれていたり、また、たとえば、弁論主義のような基本的かつ重要な原則について規定がないなどの問題があり、日本の条文をそのまま移植するだけでは、われわれが当然と考えている理論や実務の前提を欠くカンボジアにおいては、理解が困難であり、条文案の趣旨が正しく伝わらない危険がある。われわれ作業部会としては、これらの点もふまえながら、カンボジアにふさわしく、かつ理解しやすい優れた立法をめざさなければならないであろう。

出所：上原敏夫（2001）「カンボディア王国民事訴訟法起草支援作業について」『比較法研究62号』p104

なお、日本が明治以降、フランス法・ドイツ法を中心に、第二次大戦以降はアメリカ法の影響を受けながら、それらを日本社会にカスタマイズする形で取り入れてきた経験を活かし、本邦研修やセミナー等を通じ、外国法を継受しつつ独自に法令・司法制度を整備してきた試行錯誤のプロセスを紹介しているが、このプロセスは外国法を比較参照しつつ自らの文化・価値観に適合するよう取捨選択しようとしているカンボジア政府にとっても示唆に富むものとして受け止められている³⁸。

37 上原敏夫（2008）「カンボジア民事訴訟法典の成立一起草支援作業を振り返って」『ジュリスト1358号』p27。

38 2009年2月に実施された本邦研修における質疑応答等にて、カンボジア司法省職員からの発言。

3-3 JICAの法整備支援の課題と取り組み

3-3-1 支援開始前の情報収集のプロセス

プロジェクト型支援を開始する際には、支援受入国とその支援内容について十分な協議が行なわれるが、支援受入国の制度の違い、文化の違いを十分に理解したうえで協力を行なうためには、十分に情報収集のプロセスを踏むことが必要である。特に、法整備支援は、支援受入国の制度設計に深く関わるものであるため、日本との既存の制度や文化の違いを事前にできる限り把握しておくことが求められる。

支援受入国の制度や文化を十分に把握し、支援内容を検討するため、JICAでは短期的な調査団の派遣に加えて、短期専門家の派遣（現地に数カ月滞在）や本邦研修のスキームを用いた協議の実施などを組み合わせて情報収集を行なっている。本邦研修のスキームを用いた協議の実施では、日本側関係者にとって情報収集の機会になるだけでなく、支援受入国にとっても日本の制度を理解する機会となり、共通の理解のうえで支援内容を検討することができる。

3-3-2 支援受入国のキャパシティを踏まえた支援手法の選択³⁹

JICAの法整備支援では、ベトナム・カンボジアにおいて、ともに「共同作業」で協力を行なってきたが、それぞれ異なるアプローチを取っている。

ベトナムにおいては、「助言する」、「選択肢を提供する」ことがその支援内容となっている。すなわち、起草についてのイニシアティブは支援受入国が保ちつつ、起草された草案に対する助言・コメントを提供するという形態である。このような形態の支援は、オーナーシップの尊重という意味において望ましいといえるが、助言・コメントする「だけ」の支援にしないためには、支援受入国がどの程度日本側の助言・コメントを理解しているかを見極めることが求められる。特に様々なドナーが支援している場合においては、支援受入国が提供された「選択肢」を適切に吟味し自国に合う制度を取捨選択できたのか（その結果として日本の助言が容れられたのか、それとも適切な検討をせずに（もしくは、検討できずに）都合のよいものだけを安易に選択したのか）を見極めることができなければ、オーナーシップの尊重という名のもとに、意味をなさない支援が行なわれることになる（無駄になるだけでなく有害になる場合もあり得る）。このような見極めをするためには、支援受入国側の考え方や予備知識を把握することが重要であり、日ごろからカウンターパートとのコミュニケーションを密にとるとともに、他ドナーがどのような助言を行なっているのかということについても情報収集する必要がある。

一方、カンボジアにおいては、和平協定後の復興支援の最中に民法・民事訴訟法の起草支援の要望が出されたが、その当時は、カンボジア国内の法曹人材は数名程度であったため、極め

39 松尾弘（2006）「法整備支援における民法典整備の意義と課題」『慶應法学』4号参照。

て限られた法曹人材をカウンターパートとして支援を開始せざるを得ず、結果として日本国内の支援委員会が第一次草案を作成し、カンボジア側にてカウンターパート（数名）が作成されたドラフトの内容を議論するという形で共同作業が進められた。前述のとおり、共同作業が進められるなかでカウンターパートの能力は向上したが、民法・民事訴訟法の制定を急いでいたカンボジア国内外の事情もあったため、カウンターパートとの作業に注力せざるを得ず、カウンターパート以外の司法省内の人材（民事局職員等）の育成には十分に手が回らない状況であった。また、共同作業を経たカウンターパートは法律の内容を理解しているが、それ以外の者（司法省職員や法曹を含む。）には一部の高度な内容について理解に時間がかかっている。このため法律施行後も、民法・民事訴訟法の内容を十分に理解できる人材の層の拡大が課題として残っている。

JICAの法整備支援は、支援受入国の状況やニーズに応じて支援方法を変えながら実践しているが、最善の方法を一概に決めることはできず、今後も相手国の状況やニーズに応じて多様な支援手法をとることがあり得る。ただし、法律を使う国民の目線に立った支援を検討することは、どのような場合でも重要である。なお、カンボジアにおいては、人材の拡大が十分でなかったという反省から、2008年に始まった法制度整備プロジェクトフェーズ3においては、カンボジア側が主体的な起草作業を行なえるようになることを目的として、民事分野に関する司法省の組織としての能力強化を支援の内容に含めるなど、支援のアプローチの修正を行なっている。

3-3-3 支援受入国のキャパシティを踏まえたプロジェクト枠組みの設定

プロジェクト型支援では、プロジェクト開始前に、支援受入国と対話をしながらプロジェクトの枠組みの設定を行なっている。この際、支援受入国のキャパシティを踏まえて支援の範囲を見定める必要がある。

JICAが法整備支援を行なう国の中でも、その国が独自に法案を起草し、法の執行・運用体制を整え、法・司法アクセスを整備することが期待できるキャパシティがある国においては、第1章1-2に挙げた法整備支援の3つの柱のうち、支援のニーズがある部分のみを支援することが合理的である。一方、そのような期待が難しい国においては、例えば起草支援を支援対象として考えた場合でも、法律を執行・運用する組織の機能改善や法・司法アクセス改善が不十分であったり、更にはこれらを支える人材の層も薄いことがあり得る。そのため、起草支援の対象となる法令が機能するためには、起草支援に加え、組織の機能改善や法・司法アクセス改善及びこれらを支える人材の育成に対する支援も必要となる場合が多く、協力内容は広範囲に、また長期にわたることが想定される。

このように、支援受入国のキャパシティによって支援が必要な範囲が異なるため、支援開始

時に、ルールの整備、組織の機能改善、法・司法アクセス改善及び、人材育成に関する支援受入国のキャパシティを十分に把握したうえで、当該国において支援の目的が達成されるために必要な支援範囲はどこまでなのかを検討し、プロジェクト枠組みを設定する必要がある。なお、特に基本法の起草支援に際しては、その支援範囲が広範になる可能性や支援期間が長期にわたる可能性が高く⁴⁰、支援開始時に支援範囲の想定やその期間について、支援受入国と日本国内関係者と共有する必要がある。

また、起草支援に関しては、最終的な立法のプロセスが内政に属するため、想定したスケジュールとは異なった展開になることもあり得る。そのため、協力期間の設定にあたっては、この点に留意した柔軟な配慮が必要である。また、支援受入国のキャパシティによっては、法案に関する議会の理解を促進するための協力（カウンターパート機関からのバックアップ）についても検討する必要があるが、この点も内政に関わることから、協力の実施にあたっては慎重に検討のうえ、実施手法についても謙抑的な姿勢が求められよう。

3-3-4 プロジェクト型支援における柔軟な対応

プロジェクト型支援では、支援の対象領域、達成したい成果目標を予め定め、一定の期間を設けて支援を行なう。限られたリソースの中で最大限の効果を発揮するためには有効な手段である。一方で、プロジェクトを進めるうえで発生するプライオリティの変更に柔軟に 대응できにくいと考えられがちである。しかしながら、プロジェクト開始にあたって当該国との間で協議、合意のうえで作成したプロジェクトの枠組み（例えば、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM））は、活動の進捗や支援受入国のニーズ、実施体制の変化があれば、必要に応じて双方の協議、合意のうえで修正することができるものである。

法整備支援は、支援受入国の前提状況やその変化に応じて法制度を徐々に整備していくプロセスであることから、最初から最適な方法や期間を見通すことは容易ではなく、試行錯誤による柔軟な対応を求められることも少なくない。また、支援受入国の政策の変化、立法政策の変化にあわせてニーズやプライオリティが変化することもあり、さらには、支援そのものの正の影響によって、支援受入国の政策が変化することもあり得る。

JICAの法整備支援においては、長期専門家の派遣に加え、国内の支援委員会などの重層的

40 カンボジアにおいては、民法・民事訴訟法の起草支援・立法化支援を行なってきたが、カンボジア政府内において法律間の調整が図られるメカニズムが十分に整っていないため、他ドナーが支援する様々な法律と基本法である民法・民事訴訟法の調整を図ることもプロジェクトの業務として発生した。その結果、プロジェクト開始当時に想定していた協力の範囲（民法・民事訴訟法の起草支援）を越える広範な支援が必要となっている。支援受入国のキャパシティにもよるが、国の骨格ともいえる基本法の整備を支援し、支援受入国に根づかせるためには、基本法に関連する法令は多岐にわたるため、関連法令間の調整メカニズムが不足している国においては、大きな調整コストが必要になることもあり得る。

な支援体制を組むことにより、現場の状況に応じた専門的な知見や助言の提供が可能となる半面、関係者が多いため、長期専門家のみでプロジェクトの枠組みや活動の変更を臨機応変に行なう仕組みになっていないという意味で、柔軟性に欠ける面もないとはいえない。

そのため、現場では、常に最新の状況やニーズを把握するように努め、JICAは、支援内容の見直しの必要があれば、柔軟な対応を行なうよう留意が求められる。また、支援内容、PDMは、状況の進捗や変化に応じ、見直しを行なうべきものであるということについて、支援受入国及び日本側関係者が共通の認識をもち、常にモニタリングを行なっていくことも必要である。

3-3-5 支援実施における到達目標の共有

JICAの法整備支援は、支援内容が支援受入国の発展のプロセスに乗って実現されていくことを目指しているが、目指すべき状態（支援の到達目標）をどのように設定するかについては十分な検討が必要である。

例えば、独力で法の執行・運用体制を整え、人々の法・司法アクセスを整備するキャパシティがある国において、起草支援のみを行なう場合には、「法令案ができる」という到達目標を設定することが可能である。一方で、法を適切に執行・運用できるようになるために、様々な組織の機能強化や人材育成が必要な場合に、どのような組織の機能がどの程度強化されれば良いのか、どのような人材がどの程度育成されれば良いのか、一義的に基準を設けることが困難である。このような場合、支援受入国の実状を十分に考慮し、その国のコンテキストにあった目指すべき状態（支援の到達目標）のあり方を検討する必要がある。また、目指すべき状態について、支援受入国関係者と日本側関係者と十分に協議を行ない、認識を共有しておく必要がある。

なお、援助の終了とともに、わが国と当該国間、関係者間の関係が断ち切れるわけではなく、援助からの卒業は、二国間の対等な協力関係とコミュニケーションに移行していくための新たな出発点でもある⁴¹。したがって、支援の到達目標とその達成の方法を協議し、認識の共有を図ることに加えて、援助終了後の新たな協力関係の発展性についても、支援受入国関係者と日本側関係者と認識を共有していくことが望まれる。

3-3-6 戦略的な支援の手法の組合せ

3-1-2で述べたとおり、JICAでは多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法を用

41 モンゴル弁護士会強化計画プロジェクトに対して、長期・短期専門家の派遣や研修の受入等で協力してきた愛知県弁護士会は、2008年に、プロジェクトのカウンターパートであるモンゴル弁護士会との間で友好協定を締結した。

いているが、長期的な人材育成における戦略的な支援手法の組み合わせは、今後の課題としてあげられる。

途上国の長期的な人材育成に向けた手法として、JICAには、本邦の大学院における修士号や博士号の取得を目的とする「長期研修員の受入」があるが、2008年10月1日の組織統合⁴²以降、これまで外務省が所掌してきた無償資金協力事業である「人材育成支援無償」（留学生支援無償あるいはJDS留学生）及び有償資金協力による研修員・留学生受入事業も新JICAに承継され、JICAの支援手法は多様化している。法学研究科への長期研修員受入は1999年～2008年までの実績で計25名、JDS留学生は2000年～2008年までの実績で計205名に上っている。また、これらに加え、日本全体では文部科学省による留学生受入等も行なわれている。しかしながら、これまでは、帰国後の留学生にプロジェクトに携わってもらったり、プロジェクトのカウンターパートを長期研修員として受入れたりした例や、研修生・留学生の研究テーマがプロジェクトの支援分野と連動していた例は必ずしも多くなく、長期的な人材育成と支援手法を戦略的に組み合わせ、相互にその成果を生かすことが十分にできていなかった。

冒頭に、法整備支援の定義として、3つの柱とともに、それらの基盤となる要素としての人材育成の重要性をあげているが、今後は、プロジェクトの活動の一環として人材育成に取り組むだけでなく、他の支援手法とも戦略的に連携を取ることによって、支援受入国の法整備支援において中心的役割を果たし得る人材の育成を検討する必要がある。

3-3-7 他ドナーとの連携・協調の促進

法整備支援は様々なドナー国・機関がそれぞれの方針のもとで支援を行なっていくと、各ドナーが支援している法律の整合性が図られないために、相互に矛盾・齟齬を生ずるなどの問題が生じることがある。

これまでの法整備支援においても、日本が起草支援をしている法律と他ドナーが起草支援する法律との不整合の問題が生じたために、様々な調整が求められる事例があった。法令間の整合性をとるうえで、体系的な法典秩序の構築が命題である大陸法的発想に基づく日本と、そうではない英・米法的発想に基づくドナーとでは、法律間の調整に関する認識が異なることに留意した調整を図る必要がある。また、ドナーによっては、「特定法令の短期間での成立」を資金貸付けの政策条件（コンディショナリティ）とすることもあり、支援受入国の社会・文化に根ざした支援を、時間をかけて行なう日本の支援アプローチとは相容れない事例も見られた。

42 ODAの更なる質の向上を目指し、ODAの実施機関を一元化。国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務（有償資金協力業務）と、外務省の無償資金協力業務（外交政策上、外務省が直接実施するものを除く）が、JICAに承継され、2008年10月1日に新JICAとなった。

この問題の背景として、途上国によっては、当該国がイニシアティブをとって法律間の調整を十分に行なうことができていないという点と、それに加えて、ドナー間での連携・協調が十分に行なわれていないことがあげられる。整合性のとれた支援受入国の法システムの発展や法・司法改革の推進のためには、支援受入国とすべてのドナーとの間の定期会合などによる連携・協調が重要であり、また、援助計画や実施状況について、十分な情報共有を行なうことで支援の重複や不整合を未然に防ぎ、ドナー間の適切な役割分担や援助の相乗効果を促進していくことが必要である。

ドナー間の連携・協調を通じた援助の相乗効果があがっている事例として、カンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors：RSJP）における継続教育（現職裁判官に対する教育）がある。この継続教育では、様々なドナーがそれぞれ現職裁判官を首都に招聘して継続教育を行なうのは非効率的であるとして、ドナーが合同で継続教育プログラムを実施している。なお、協力開始当初（2006年）はドナーが中心となって同プログラムを組んでいたが、2008年から徐々に同校のイニシアティブが強くなりつつあり、まず同校が継続教育に必要なコマをドナーに提示し、同校とドナーとの役割分担を決め、最終的に2009年は民事ブロック（RSJP 3日、JICA 1日、EWMI⁴³ 1日）、刑事ブロック（RSJP 3日、UNICEF 半日、GTZ 半日、Asia Foundation 1日）が実施される予定である。

法整備支援を実施するにあたっては、今後も引き続き他ドナーとの情報共有や連携を促進していく努力が重要である。

くわえて、ドナー間の情報共有のため、プロジェクト情報の英文での情報発信や進捗報告会の実施等、日本の支援内容やその方針を他ドナーに理解してもらうような積極的な取り組みも必要である⁴⁴。

なお、JICAの法整備支援では、途上国側の人材が自立的に法制度の見直しを継続していくための能力向上とそのための人材育成に重点をおいており、着実に協力成果をあげるためには、支援受入国との対話を通じた合意のもとで、個別のプロジェクトベースでの目標設定と成果のモニタリングを行なっていくことが重要であると考えている。このため、援助協調方式のひとつと言われている「コモンバスケット方式の財政支援」（共通基金に対する拠出）は行なってこなかった。

ただし、わが国は、有償資金協力等を通じ、ベトナムやカンボジアの貧困削減戦略に対する財政支援を行なっている。今後は、これらの財政支援において、技術協力を目指す法・司法制

43 EWMI: (East-West Management Institute) :米国のNGO。米国国際開発庁（USAID）の事業を請け負い、活動しているNGO。

44 現地調査ヒアリングにおいて「援助協調の観点から、日本の支援がどのようなアプローチで、実際に何を達成しているのか、情報が少ない」との意見が見られた。

度の改革の推進を政策条件のなかに組み入れていくことも検討課題と思われる。特に、2008年10月1日より、JICAは資金協力事業も統合した機関となったこともあり、法整備支援における技術協力と有償資金協力との組み合わせの有効性も検討していく必要がある。

第4章 国際援助コミュニティにおける更なる連携と協調に向けて

第3章3-3では、JICAの法整備支援の実施経験から、プロジェクト実施にかかるノウハウ、課題や教訓を取りまとめた。しかしながら、特に第3章3-3-7「他ドナーとの連携・協調の促進」は、JICAのみで対応できる課題ではない。そこで、法整備支援に関わる援助コミュニティ全体の課題について、以下のとおり整理する。

4-1 法整備支援の目指すもの（共通利益を目指して）

法整備支援においては、1990年代にしばしば指摘された「助言戦争」、「制度間競争」という状況に象徴されるように、統一のとれない支援がもたらすモザイク的な法整備や異なるドナーの支援による法制度間の矛盾などの問題を生じることが稀ではなかった。しかし、こうした混乱状況を経て、近年では様々なドナーが相互にその経験から学び合い、より効率的な相互調整や定期的な情報交換の必要性を次第に認識し合おうとする傾向も見出されるように思われる。

法整備支援は、各ドナーがそれぞれの方法・方針に則って支援を行なうのではなく、支援受入国政府とともに各ドナーがその経験と知見を提供し合うことにより、支援受入国にとって最も望ましい法制度を構築し、各国で「法の支配」が確立することを目指して行なわれるべきである。そして、そのような法整備支援により支援受入国において「法の支配」が浸透していくことによって、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現に近づくのである。これは、支援受入国の社会の安定・経済発展につながり、さらに、一国の社会の安定と発展は国際社会の安定と発展にも資するものである。つまり、法整備支援は、支援受入国はもちろん、他国やドナーを含むすべての関係者にとって真の共通利益をもたらす活動なのである。今後はこの点について支援受入国、ドナー等あらゆる関係者間の合意を形成し、それを基盤にした各国間の相互協力のもとで一層強力かつ効率的な法整備を可能にするネットワークづくりを推進すべきである。

4-2 法整備支援におけるメタ・ルールの設定

各国の支援を得て法整備が進められている支援受入国においては、異なるドナーが支援する法令間の調整や整合性の確保を担う政府の役割（特に法令間調整を行なう司法省などの省庁の役割）が重要である。また、各ドナーがそれぞれ特定の省庁をカウンターパートとして法整備を行なうため、ドナー間の調整は、しばしば支援受入国政府の省庁間の調整を伴うものとなる。しかし現実には、このような省庁間、ドナー間の調整を行なって法令間の整合性を確保するための支援受入国政府のキャパシティが十分でないことがあり、また、法令間調整を行なう司法省などの省庁が支援受入国政府省庁の中で必ずしも強い権限を有していないことから、法令間の整合性や既存の法制度との整合性が取れないケースが散見される。

この問題に対し、国際援助コミュニティとしては、支援受入国の法・司法改革を支援するうえ、政府の担当機関のキャパシティを強化すると同時に、支援受入国政府のオーナーシップのもとで、支援ドナーを含めたフォーラムを設け（あるいは既存の協調枠組みを活用し）、法整備支援を進めるためのルール作りを行なっていくことが望ましいであろう。日本の明治期における法整備では、「法典調査会規則」（勅令）、その委任に基づいて内閣総理大臣の権限で策定した「法典調査規程」、それを具体化するために内閣総理大臣が法典調査会の最初の会議に諮って合意された「法典調査の方針」等を作ることから始め、法典全体の体系構成や制度の要所をなす先決議案を決定したうえで、逐条審議を行なった。このように「ルールを作るためのルール（メタ・ルール）」作りから始めるプロセスは、支援受入国政府が責任者として全体像を把握することに役立つとともに、複数主体が絡む場合の混乱や非効率の回避にも資すると考えられる。

BOX 4-1 メタ・ルールの設定

まず、①継受法と固有法（慣習法、法文化、その他のインフォーマル・ルール）との融合に関するモデル・ルール、②コモン・ロー的制度とシビル・ロー的制度の融合に関するモデル・ルールが有用である。ここでは、法理学的観点（the jurisprudential point of view）からみて学問的価値（the scientific value）の高い法モデル（前述2）を構築することが焦点になる。

つぎに、③法整備における法分野の順序づけ（sequencing）に関するモデル・ルールも重要である。（中略）

さらに、④より手続的なメタ・ルールとして、「法の支配」プロジェクト自体の法の支配（the rule-based rule of law project）が必要である。例えば、ある支援主体がある対象国で法整備支援プロジェクトを開始する場合には必ずその最初期の段階で、当該対象国で関連プロジェクトを展開しているすべての主体が参加可能な会議体を設定し、その中で当該プロジェクトの構想を説明し、一定の審議を得ることを義務づけるルールの創設が考えられる。

出所：松尾弘（2009）「第10回法整備支援連絡会 報告資料」p19-20

4-3 ドナー間の経験の共有・情報交換

上記4-2のメタ・ルールの重要性に対する認識を深め、支援受入国政府のオーナーシップのもとで、すべての支援ドナー国・機関と支援受入国政府との間で対話を行なうフォーラム（テーマ別ドナー会合等）を通じて、ドナー間の情報交換と経験の共有を一層進めることが重要である。こうした場を活用し、各ドナーは法整備支援の計画段階から、関連する政府省庁に加えて、法整備分野で支援を行なっている他ドナーに対しても支援の構想を共有し、必要な調整をできる限り早期の段階から検討していくことが必要であろう。

また、協力プロジェクト等を通じて作成された各種の成果物（例えば教科書、解説書、マニュアル等）についても、広く共有することにより、援助の相乗効果が期待できることから、成果物の公開と共有についても、一層の促進を図ることが求められよう。

付 属 資 料

1. プロジェクト概要表
2. 日本政府による法整備支援

プロジェクト概要表（一覧）

2009.4.1現在

1. ベトナム

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 法整備支援プロジェクト（フェーズ1） | 詳細実績 |
| (2) 法整備支援プロジェクト（フェーズ2） | 詳細実績 |
| (3) 法整備支援プロジェクト（フェーズ3） | 詳細実績 |
| (4) 法・司法制度改革支援プロジェクト | |

2. カンボジア

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 法制度整備プロジェクト（フェーズ1） | 詳細実績 |
| (2) 法制度整備プロジェクト（フェーズ2） | 詳細実績 |
| (3) 法制度整備プロジェクト（フェーズ3） | |
| (4) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1） | 詳細実績 |
| (5) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2） | |
| (6) 弁護士会司法支援プロジェクト（小規模開発パートナー事業） | |
| (7) 弁護士会司法支援プロジェクト（開発パートナー事業） | |
| (8) 弁護士会司法支援プロジェクト | |

3. ラオス

- (1) 法整備支援プロジェクト

4. ウズベキスタン

- (1) 倒産法注釈書プロジェクト
- (2) 企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト

5. 中国

- (1) 経済法・企業法整備プロジェクト
- (2) 民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

6. モンゴル

- (1) 弁護士会強化計画プロジェクト

7. インドネシア

- (1) 和解・調停制度強化支援プロジェクト

注1：ベトナム、カンボジアについては、参考資料として詳細実績を記載（過去の技術協力プロジェクト案件のみ）。

注2：詳細実績は1年ごとに更新予定。

1. ベトナム

(1) 法整備支援プロジェクト（フェーズ1）

プロジェクト名	法整備支援プロジェクト（フェーズ1）	
実施期間	1996. 12. 1～1999. 11. 30	
支出実績	<フェーズ2参照>	
カウンターパート	司法省	
投入実績		
・ 専門家派遣	長期専門家	延べ 1名 : 弁護士 1名
	短期専門家	延べ 40名
プロジェクト目標		
主な活動内容と成果	<p>・ 日本の法制度の紹介及び重要法令の起草に関する支援</p> <p>短期専門家による現地セミナー及び本邦研修等により、わが国の諸制度（更生保護、内閣法制局、検察制度等）の紹介を行なうとともに、重要法令（民事訴訟法、民事執行法、知的財産法その他、独占禁止法、海事法、アセアン投資法等の経済関連法）の起草に関する支援を行なった。</p>	

(2) 法整備支援プロジェクト（フェーズ2）

プロジェクト名	法整備支援プロジェクト（フェーズ2）	
実施期間	1999. 12. 1～2003. 3. 31	
支出実績	494, 221千円（フェーズ1含む）	
カウンターパート	司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院	
投入実績		
・ 専門家派遣	長期専門家	延べ 7名 : 裁判官 2名、検事 2名、弁護士 1名、業務調整員 1名
	短期専門家	延べ 50名
・ 現地セミナー	80回	
・ 本邦研修	12回、延べ 115名参加。6名の長期研修員受入	
・ 国内支援委員会	民法改正共同研究会	
プロジェクト目標	日本の民商事法を中心とした法律の専門的な知識・経験、法体系のあり方及び法曹人材育成のシステムをベトナムの法律関係者が習得し、同国の法制度整備が促進される。	
主な活動内容と成果	<p>・ 起草に関する支援</p> <p>セミナーや本邦研修、及び現地専門家による助言により、個別法令の立法支援が行なわれた。支援の対象である法令に関するセミナーを開催し、これに基づいてベトナム側が起草作業を行ない、そのなかで現地専門家による個別立法等の助言が行なわれるというプロセスで、比較的スムーズに起草支援が行なわれた。</p> <p>・ 鳥瞰図作成</p> <p>法体系のあり方を検討するため、鳥瞰図の作成支援が行なわれた。司法省ですでに作成した民法の個別条文の分析を翻訳し、民商事法に限定した形で法律相互間の矛盾、重複を洗い出すために個別条文を分類することを目的に分類項目を策定した。</p> <p>・ 民法改正支援</p> <p>鳥瞰図作成により法体系のあり方の検討が進むなかで、民法の一部改正から全体的な改正が必要となり、計画が修正された。現行民法の関連法令の収集整理、問題点の抽出を行なったあと、調査活動の結果を反映させつつ、実際の草案を作成した。ベトナム側作業部会により関連法令の収集整理、問題点の抽出作業を行ない、現行民法施行後4年間の実施状況に関するワークショップを実施し、民法の分野ごとに日本側作業部会とワークショップを重ねることで草案が作成された。</p> <p>・ 法曹養成</p> <p>立法作業の一環で行なわれた現地セミナー、本邦研修のほか、裁判官マニュアルが作成された。また、現地専門家が日本の裁判官制度・検察官制度・弁護士制度に関する講義や、ハノイ国家大学において日本法に関する講義等を行なった。加えて、法曹養成のシステムづくりへの助言を行ない、法曹三者の統一教育を目指す国家司法学院の設置構想が立ち上がった。</p>	

(3) 法整備支援プロジェクト（フェーズ3）

プロジェクト名	法整備支援プロジェクト（フェーズ3）
実施期間	2003. 7. 1～2007. 3. 31
支出実績	343, 035千円
カウンターパート	司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院
投入実績	
・ 専門家派遣	長期専門家 延べ 10名 : 裁判官 3名、検事 3名、弁護士 2名、業務調整員 2名 短期専門家 延べ 37名
・ 現地セミナー	短期専門家派遣時 16回
・ 現地ワーキング・セッション JICA-Netセミナー	78回
・ 本邦研修	5回、延べ 56名参加
・ 国内支援委員会	民法改正共同研究会、民事訴訟法共同研究会、法曹養成共同研究会、判決書・判例整備共同研究会
プロジェクト目標	
サブプロジェクトA: 立法関連部局職員の法案起草能力の向上を通じて、市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法が制定される。 サブプロジェクトB: 司法分野において有能な人材が育成されるための制度的枠組みが確立される。	
主な活動内容と成果	
<p>・ サブプロジェクトA : 立法関連部局職員の能力強化、市場経済化と整合性のある民商事関連基本法の制定に関する支援</p> <p>民事訴訟法 2004年6月成立、企業倒産法 2004年6月成立、改正民法 : 2005年6月成立、知的財産法 : 2005年11月成立。また、国家賠償法、判決執行法、不動産登記法など民法に関連するその他の法案の準備も促進された。</p> <p>・ サブプロジェクトB : 質の高い法曹を育成できる体制の整備に関する支援</p> <p>統一的な法曹養成機関の設立を視野に入れた既存の研修機関の研修プログラムや教材の改善が行なわれ、検察官マニュアルが作成された。また、判決様式の標準化により、すべての法曹にアクセス可能な判例情報が整備された。加えて、国家大学ハノイ校法学部における越日法学課程日本法講座への支援が行なわれた。</p>	

(4) 法・司法制度改革支援プロジェクト（実施中） 2009. 4. 1現在

プロジェクト名	法・司法制度改革支援プロジェクト
実施期間	2007. 4. 1～2011. 3. 31
計画額	453, 647千円
カウンターパート	司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院
投入実績	
・ 専門家派遣	長期専門家 延べ 5名 : 裁判官 1名、検事 1名、弁護士 1名、業務調整員 1名 短期専門家 延べ 1名 : 学者 1名
・ 現地セミナー	短期専門家派遣時 4回 現地専門家主導 79回
・ 現地WG会合	0回
・ 本邦研修	4回、延べ 46名参加
・ JICA-Netセミナー	0回
・ 国内支援委員会	民法共同研究会、裁判実務改善研究会
プロジェクト目標	
バクニン省(パイロット地区)において、司法補助機関の業務及び判決、執行実務に関する能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や弁護士連合会の判決、執行実務を支援する体制を改善し、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。	
主な活動内容と成果	
<p>・ バクニン省（パイロット地区）における地方司法機関及び司法関連機関の裁判官、検察官、弁護士及び司法関連職員 <u>の裁判、執行実務の能力改善及び経験の蓄積</u></p> <p>バクニン省において、民事手続き・刑事手続きの問題に関する調査、ワークショップ、共同報告書及び提言書の編集を行なう。また、法曹三者における実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのワークショップや、法的文書作成に関するワークショップ等を行なう。</p> <p>・ バクニン省でのパイロットプロジェクトで得られた教訓と考え方をもとにした、中央司法機関及び統一弁護士会（設立準備中）の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び（あるいは）指導、支援に関する制度的能力向上への支援</p> <p>バクニン省における活動により蓄積された経験を、中央司法機関及び統一弁護士会においてモニタリング、評価を行ない、地方司法機関及び弁護士の能力改善、強化のために活動成果を利用するための総括的共同提言書の作成や、判例活用方法のセミナー等、中央における制度構築にかかる支援を行なう。</p> <p>・ (必要かつ時宜に応じて) 裁判及び執行実務の改善に役立つ法規範文書(LNDs)の策定</p> <p>改正民事訴訟法・改正刑事訴訟法の起草支援等を行なう。フェーズ3からは、国家賠償法、判決執行法、不動産登記法等の起草支援も継続して行なう。</p> <p>・ 法曹養成に必要な制度的能力の強化</p> <p>バクニン省におけるパイロットプロジェクトの経験を国家司法学院の教育プログラム、ノウハウに反映させるための報告書作成や、法曹者共通カリキュラムで使用する教科書の改訂等の支援を行なう。</p>	

ベトナム「法整備支援プロジェクト(フェーズ1)」詳細実績

●現地セミナー実施実績 (調査中)

●現地ワーキング・グループ実施実績 (調査中)

●本邦研修実施実績

研修期間	テーマ	参加者	参加者数	特記事項
1996. 5. 22～5. 30	①日本の法政面及び行政実務 ②三権分立 ③中央政府と地方自治体の関係 ④政党の活動と国政への関与 ⑤法案の作成過程		5	
1996. 8. 18～8. 31	①刑法総論 ②刑事訴訟法 ③汚職・職権乱用罪・犯罪犯等の刑法各論 ④薬物法 ⑤矯正保護		5	
1996. 8. 29～9. 21	①日本の法律制度 ②裁判制度 ③不動産登記制度 ④商法 ⑤会社法 ⑥商業登記制度 ⑦国際商取引法 ⑧裁判外の紛争解決手続き ⑨法律家養成制度 ⑩不正競争防止及び消費者保護制度		10	
1997. 6. 11～7. 6	①登記制度 ②不動産登記制度 ③供託制度 ④商業登記制度 ⑤商法総則 ⑥会社法 ⑦民法 ⑧親族法 ⑨公証人制度 ⑩戸籍制度 ⑪裁判制度 ⑫司法書士制度		8	
1997. 10. 7～11. 2	①裁判制度 ②民事訴訟法 ③民事訴訟制度 ④民事執行法 ⑤裁判外紛争解決手段 ⑥民事保全制度 ⑦不動産登記制度 ⑧執行手続 ⑨企業における紛争解決手段 ⑩不動産競売と鑑定評価		7	
1998. 6. 10～7. 12	①会社法 ②手形小切手法 ③裁判制度 ④商業登記制度 ⑤株式発行実務 ⑥証券取引制度 ⑦証券取引に関する規正法 ⑧証券等監視委員会の活動 ⑧会社活動に対する規制 ⑨株主総会の実務 ⑩商社機能		9	
1998. 9. 30～11. 1	①知的財産権総論・各論(工業所有権、著作権) ②裁判制度 ③知的財産権行政概要 ④知的財産権の侵害に対する規制 ⑤知的財産権の国際的保護・日本の審査・審判の概要 ⑥企業における知的財産権保護の実務 ⑦知的財産権をめぐる紛争と弁護士役割 ⑧工業所有権実務 ⑨知的財産権と独占禁止法 ⑩偽ブランド商品の取締 ⑪著作権制度の概要と国際的動向 ⑫不正競争防止法と知的財産権の保護 ⑬弁理士の役割と義務 ⑭偽ブランド商品と輸出入規制		6	
1999. 6. 2～7. 3	①刑事実体法 ②刑事裁判 ③刑事補償・国家賠償 ④経済犯罪 ⑤司法における弁護士の役割 ⑥司法における国際協力		10	
1999. 9. 29～10. 30	①不法行為責任 ②契約責任 ③製造物責任法 ④国家賠償法 ⑤知的財産法と民事責任 ⑥日本の弁護士制度・裁判制度・保険制度		5	

ベトナム「法整備支援プロジェクト(フェーズ2)」詳細実績

●現地セミナー実施実績

立法作業

日時	テーマ	概要
2000. 3	破産法セミナー開催	短期専門家による一般的な破産法を紹介。
2000. 6	倒産法セミナー開催 (SPC)	ベトナム側から高い評価を得るとともにSPCとの関係構築信頼を獲得。
2000. 7	改正倒産法	SPCにおける改正倒産法第一草案を提出。
2000.10	刑事起訴法	SPPにおいて更なる改正作業を実施。2002年度末起草を目途。
2000.11	民事判決執行法	短期専門家によりワークショップを開催。
2000.11	刑事起訴法	短期専門家によりワークショップを開催。
2000.12	弁護士制度	長期専門家による日本の弁護士制度のワークショップを開催。
2001. 1	警察捜査	長期専門家によるベトナムの警察捜査に関する調査を実施。
2001. 3	戸籍法	長期専門家により戸籍法のセミナーを開催。
2001. 3	米越通商協定	米越通商協定に関するセミナーについて、特に司法省に関連する紛争処理関係(仲介等)、知的財産権、透明性確保に焦点を絞って開催。
2001. 4	商事仲裁	商事仲裁セミナーを開催。
2001. 4	倒産法	倒産法セミナーに関する日程、議題を確定。
2001. 7	倒産法	短期専門家による倒産法セミナーを開催。
2001. 8	刑事司法改革	短期専門家による刑事司法改革セミナーを開催。
2001.10	ファイナンスリース	プロジェクト専門家によるアメリカと日本のファイナンスリース制度の紹介と草案へのコメントに関するミニワークショップを開催。
2001.11	国際司法共助	短期専門家、長期専門家による国際司法共助セミナーを開催。
2001.11	民事責任と刑事責任	長期専門家により司法省刑事行政法局を対象とした民事責任と刑事責任のミニセミナーを開催。
2001.12	法規範文書制定法	短期専門家により法規範文書制定法セミナーを開催。
2001.12	外国仲裁裁判所	長期専門家によりベトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情と問題点に関するレポートの作成。
2002. 1	知的財産権	短期専門家により司法省においてベトナム側民法改正作業部会と知的財産権セミナーを開催。
2002. 4	担保取引	担保取引セミナーについて司法省担保取引登録局より論点ペーパーが提出され、長期専門家によりセミナーで取り上げるべき論点等について報告。
2002. 4	民事訴訟法	民事訴訟法セミナーについて最高人民裁判所より論点ペーパーが提出され、長期専門家がセミナーで取り上げるべき論点等について報告。
2002. 5	担保登録申請書の記載内容	長期専門家により担保登録局に担保登録申請書の記載内容等について説明するためにミニセミナーを開催。
2002. 5	担保取引	短期専門家により司法省において担保取引、登録に関するセミナーを開催。
2002. 6	民事訴訟法	短期専門家により民事訴訟法セミナー、民事訴訟法第7草案に関するワークショップ、判例に関するワークショップを開催。
2002. 9	国家賠償、刑事補償制度	短期専門家により国家賠償、刑事補償制度に関する現地セミナーを開催。

鳥瞰図作成

日時	テーマ	概要
2000. 11	情報収集	SIDAプロジェクトによる法令収集は12,000程度であるが、内容について完全に把握できておらず、その法令をどのように体系化するかについて検討。
2001. 3	作業手順	民法に関連する法規範文書及び条文の整理検討を行ない、次に商事法関係に関し同様の作業を行なう手順とする。
2001. 4	法規収集	民法関連法規と条文に関して、一通りの収集が終了。
2001. 5	内容確認	民法関連法規と条文の収集に対して、内容の確認。
2001.11	民法各条文、関連法規、条文対比表	ベトナム側に対して民法各条文とその関連法規、条文対比表の作成を依頼中であり、この作業が終了予定。
2001.11	法体系の包括的見直し作業	1997年からベトナム国内で首相決定第355号のもとに行なわれているベトナム国法体系の包括的見直し作業は、作業担当である司法省刑事行政法局に専任担当官がおらず、能力・マンパワー不足で、関連省庁の協力が得られないことなどから頓挫。
2001.12	民法各条文、関連法規、条文対比表	司法省が民法各条文、関連法規、条文対比表の資料提出。
2001. 1	方向性の確認	現報告書に基づき、民法で規定される行為取引態様ごとに各条文の分類を行なうと同時に、商法経済契約法関連条文で該当行為取引態様に対応する条文を洗い出す。
2002. 2	方向性の確認	原稿の鳥瞰図をベースにして行為態様ごとに分類し、経済法商法についてもその分類に従い分析。
2002. 5	項目立て	修正した鳥瞰図の項目立てを提出。
2002. 6	分類項目	分類項目について不法行為部分について修正。
2002. 8	分類項目	ベトナム側が分類項目の最終案が提出。
2002.10	鳥瞰図作成作業	分類項目に基づき作業が開始。

改正民法

日時	テーマ	概要
2000. 7	民法改正調査団	ベトナム側が本調査団の受入れに合意。司法省商事局を中心として事前作業。
2000.11	ワーキング・セッション開催	ベトナム側が長期専門家を招きベトナム側作業部会のワーキング・セッションを開催。
2001. 1	担保取引	長期専門家による担保取引にかかる調査を実施。
2001. 1	改正民法の論点	長期専門家により司法省民商事局担当を中心に協議、かつベトナム側が考えている改正民法にかかる論点に対する分析。
2001. 3	ワークショップ	民法改正共同研究においてワークショップを開催。
2001. 4	担保取引	民法共同研究ベトナム側作業部会において、担保取引に関する日本法の基本的な考え方を紹介。
2001. 5	民法の位置づけ	短期専門家によりワークショップを開催。
2001. 7	民事責任	短期専門家により民事責任に関するワークショップを開催。
2001. 8	契約法	短期専門家により契約法に関するベトナム側との個別協議。
2001.10	相続調査	司法省によりハノイ、ホーチミン、カントーにおける相続調査の英文報告書がプロジェクトに提出。
2001.11	土地法	民法改正作業部会のカントー大学ディエン教授により土地法関連ワークショップへの出席要請があり、短期専門家、長期専門家が出席。
2001.11	民法総則	短期専門家によりベトナム側作業部会において民法総則協議。
2001.12	相続	長期専門家が相続に関する判例を分析し、事例研究の報告取りまとめ。
2001.12	民法改正作業動向	ツン民商事局長と協議。改正草案作成作業については第1草案が2001年12月中旬に司法省から提出。
2002. 1	契約と責任、担保制度、所有権、相続	民法テーマごとにワークショップを開催し、契約と責任、担保制度、所有権、相続について実施。
2002. 2	土地使用权、渉外的要素を含む民事関係	民法テーマごとにワークショップを開催し、土地使用权、渉外的要素を含む民事関係について実施。
2002. 2	ヒアリングミーティング	改正民法の論点のうち組合、所有権登記、共有財産、契約、渉外関係の5テーマについて、裁判所、人民委員会、政府、企業等からの現実の問題点を聴取。ダナン、ホーチミン、ゲアン省、ホアビンで4回開催される。本月はダナン（長期専門家による）にて開催。
2002. 3	ヒアリングミーティング	先月に引き続きホーチミン（長期専門家による）、ゲアン省（長期専門家による）、ホアビン（長期専門家による）で3回開催。
2002. 5	現地協議	長期専門家により司法省、国家銀行等に担保制度に実情についてヒアリング調査を実施。

日時	テーマ	概要
2002. 6	知的財産権	短期専門家により知的財産権に関するワーキング・セッションを司法省にて開催。
2002. 6	ヒアリングミーティング	司法省学研究所がハノイにおいて民法改正のためのワーキング・セッションを開催。
2002. 7	権利侵害とその救済	短期専門家により権利侵害とその救済に関するワーキング・セッションを司法省にて開催。
2002. 7	日米通商交渉	短期専門家により日米越通商協定に関連して、日米通商交渉に関する日本の経験をテーマとした講演を司法省にて開催。
2002. 7	相続法	短期専門家により相続法に関するワーキング・セッションを司法省において開催。
2002. 7	相続法	短期専門家によりカントー大学のディエン教授から相続に関するヒアリング調査。
2002. 9	契約	短期専門家により司法省において、ベトナム側作業部会との間で契約ワーキング・セッションを開催。

法曹養成

日時	テーマ	概要
2000. 11	法曹養成学校の活動	長期専門家による法曹養成学校における活動に関する協議を実施。
2000. 11	ハノイ検察学校の活動	長期専門家によるハノイ検察学校における活動に関する協議を実施。
2000. 12	法曹養成学校の活動報告	長期専門家による法曹養成学校における活動に関する協議について報国。
2000. 12	ハノイ検察学校の活動報告	長期専門家によるハノイ検察学校における活動に関する協議を実施。
2001. 1	法学教育の現状調査	長期専門家により各カウンターパート機関やハノイ法科大学を訪問し、フエとダナンにおける法学教育の現状調査を実施。
2001. 3	司法制度及び裁判官	長期専門家により日本の司法制度及び裁判官に関する講義開催。
2001. 3	刑事司法制度	長期専門家によりベトナム国刑事司法制度に関する調査を実施。
2001. 3	法学教育	長期専門家によりベトナム国法学教育に関する調査を実施。
2001. 4	司法制度及び裁判官	長期専門家により日本の司法制度及び裁判官に関する講義（第2回）。あわせて裁判所即院訓練所においてその活動概要について調査を実施。
2001. 7	教科書支援	長期専門家により法曹養成学校の教科書製作支援について協議。教科書は裁判官及び修習生を主たる対象とする実務マニュアルとする。2001年8月から編集委員会を組織し製作を進め、2001年12月末が完成目標。
2001. 8	裁判官マニュアル支援	裁判官マニュアルの編集にかかる具体的な作業を開始。
2001. 10	マニュアル支援	法曹養成学校が司法修習生用に作成出版した教科書のうち、刑事事件編、行政事件編の目次について和訳。
2001. 11	活動評価と計画	長期専門家により本年度の活動評価と来年度計画について協議。
2001. 11	検察制度	長期専門家によりSPPの検察学校の学生を対象とした検察制度に関する講義。
2002. 1	裁判官マニュアル支援	裁判官マニュアルのベトナム語版が完成。英語版の作成に関してベトナム側と協議。
2002. 1	日本の司法制度と裁判官	長期専門家により法曹養成学校にて裁判官研修生に対して日本の司法制度と裁判官について講義。
2002. 2	研修コース	研修制度が整えられた弁護士について、法曹養成学校において6カ月の研修コースを実施することになり、同校において教科書（4冊分）を作成。
2002. 3	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において日本法等に関する知識の需要が高く、専門家により3週間に1回程度勉強会を開催することとなった。民事関連法規だけでなく、刑事関連も対象。
2002. 4	試験問題集の作成	弁護士マニュアル及び試験問題集の作成について、法曹養成学校と司法省国際協力局との協議が整う。その支援の予算について予備協議。
2002. 4	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において日本の法制度と民法の基本的な考え方を紹介する講義開催。
2002. 5	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において、長期専門家により民法の内の特に代理制度について講義開催。
2002. 6	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において刑法、民法の講義開催。
2002. 8	試験問題集の作成作成	試験問題集について民事経済分野協力を行なうことで合意し、その方向性を協議。
2002. 10	弁護士マニュアル	弁護士マニュアルの作成に関して、マニュアルの概要の修正作業。
2002. 10	ハノイ国家大学	ハノイ国家大学法学部において二重譲渡をテーマとした民法の講義開催。

●本邦研修実施実績

研修期間	テーマ	参加者	参加者数	特記事項
2000. 5. 28～ 7. 1	日本における犯歴・戸籍登録制度について		10	
2000. 9. 10～10. 14	日本における弁護士制度及びWTO加盟問題		10	
2000. 10. 9～11. 11	検察権行使における現状、課題及びその対策		10	
2000. 11. 13～12. 16	倒産法における現状、課題及びその対策		9	
2001. 5. 7～ 6. 9	民事・刑事事件における検察官の役割と人材育成		10	
2001. 6. 11～ 7. 14	法曹養成と弁護士制度		10	
2001. 9. 10～10. 13	民事訴訟手続		10	
2002. 2. 18～ 3. 21	①民法改正共同研究（総則、契約、担保取引） ②日越司法制度比較 ③弁護士制度 ④民事訴訟の基本概念及び手続概要		8	
2002. 5. 6～ 6. 8	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制		9	
2002. 6. 17～ 7. 20	証券取引市場をめぐる法制度とその運用		10	
2002. 9. 9～10. 12	民事訴訟法起草支援		10	
2003. 2. 10～ 3. 8	担保取引をめぐる法制度とその運用		9	

ベトナム「法整備支援プロジェクト(フェーズ3)」詳細実績

●現地セミナー実施実績(短期専門家派遣)

日 時	テーマ及び関連する成果	講師所属	参加者数	参加者所属
2004.11.1~11.2	改正民法の最終草案起草(成果1関連)	部会委員(学者)	37	
2004.11.3	知的財産関連法規に関する基礎知識習得(成果2関連)	部会委員(学者)	40	
2004.3.11~3.12	民事訴訟法現地セミナー	部会委員(学者)	70	
2004.3.15~3.16	倒産法現地セミナー	部会委員(学者)	83	
2005.7.28~7.29	判決執行法起草	部会委員(学者)	61	
2003.12.4~12.5	法曹養成機関強化	学者/長期専門家	29	
2004.8.4~8.6	法曹養成機関強化	学者	101	
2006.10.20~10.21	法曹養成機関強化	学者	41	
2005.6.1~6.3	判決様式標準化・判例整備公開促進	学者/長期専門家	101	
2005.10.10~10.11	集中講義	学者	10	JA
2005.10.20~10.26	集中講義	学者	10	JA
2005.12.12~12.16	集中講義	学者	10	JA
2005.12.21~12.28	集中講義	学者	10	JA
2006.1.2~1.6	集中講義	学者	10	JA
2006.1.20~1.24	集中講義	学者	10	JA
2005.2.22~2.28	集中講義	学者	10	JA

●現地ワーキング・セッション・JICA-Netセミナー実施実績

日 時	活動内容	講師所属	参加者数	参加者所属
サブプロジェクトA				
<改正民法の最終草案起草>				
2003.11.3~11.5	ワーキング・セッション	長期専門家	61	
2003.12.22~12.23	ワーキング・セッション	長期専門家	53	
2004.9.30	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	13	
2004.11.11	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	16	
2004.12.4	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	10	
2004.12.16	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	10	
2004.12.17	フォローアップ・ワーキング・セッション	長期専門家	10	
2005.1.13	フォローアップ・ワーキング・セッション	長期専門家	5	
2005.1.24	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	19	
2005.2.1	フォローアップ・ワーキング・セッション	長期専門家	5	
2005.2.18	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	7	
2005.3.18	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	7	
2005.7.19	JICA-Net ワーキング・セッション: 副大臣による民法解説	部会委員(学者)	15	
<知的財産関連法規に関する基礎知識習得・草案起草>				
2005.3.18	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	7	
<民事訴訟及び倒産法の最終法案起草>				
2003.8.6~8.8	民事訴訟法ワーキング・セッション		115	
2004.3.25	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	12	
<不動産登記法起草>				
2003.9.22	ワーキング・セッション	長期専門家	11	
2003.10.27	ワーキング・セッション	長期専門家	20	
2004.10.18	ワーキング・セッション	長期専門家	22	
2004.10.22	ワーキング・セッション	長期専門家	19	
2005.1.26	ワーキング・セッション	長期専門家	31	
2006.4月~5月	不動産登記実態調査(全18省)			
2005.6.30	ワーキング・セッション	長期専門家	22	
2005.8.9	ワーキング・セッション	長期専門家	26	
2005.9.14	ワーキング・セッション	長期専門家	29	
2005.9.15	ワーキング・セッション	長期専門家	21	
2005.11.18	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員(学者)	17	
2006.1.19	ワーキング・セッション	長期専門家	34	
2006.1.20	ワーキング・セッション	長期専門家	17	
2006.2.10	ワーキング・セッション	長期専門家	24	
2006.3.6	ワーキング・セッション	長期専門家	20	

日 時	活動内容	講師所属	参加者数	参加者所属
<担保取引登録令>				
2004. 1. 7	ワーキング・セッション	長期専門家	24	
2004. 8. 27	JICA-Net ワーキング・セッション	部会委員（学者）	9	
<判決執行法起草>				
2004. 10. 14	ワーキング・セッション	長期専門家	7	
2005. 5. 18	ワーキング・セッション	長期専門家	21	
2005. 6. 16	ワーキング・セッション	長期専門家	17	
<国家賠償法起草>				
2005. 12. 19	ワーキング・セッション	長期専門家	31	
2006. 1. 16	ワーキング・セッション	長期専門家	28	
2006. 2. 16	ワーキング・セッション	長期専門家	32	
<経済統合に向けた法制度研究>				
2004. 4. 21	ワーキング・セッション	長期専門家	35	
2004. 11. 21～11. 22	ワーキング・セッション	長期専門家	65	
サブプロジェクトB				
<法曹養成機関強化>				
2003. 9. 18	ワーキング・セッション	長期専門家	21	
2003. 10. 18	ワーキング・セッション	長期専門家	16	
2003. 11. 14	ワーキング・セッション	長期専門家	15	
2004. 1. 7	ワーキング・セッション	長期専門家	17	
2004. 3. 23	ワーキング・セッション	長期専門家	18	
2004. 4. 20	ワーキング・セッション	長期専門家	12	
2004. 10. 6	ワーキング・セッション	長期専門家	18	
2004. 11. 23	ワーキング・セッション	長期専門家	31	
2004. 11. 25	ワーキング・セッション	長期専門家	N/A	
2004. 12. 1	ワーキング・セッション	長期専門家	N/A	
2004. 12. 22	ワーキング・セッション	長期専門家	25	
2005. 1. 20	ワーキング・セッション	長期専門家	19	
2005. 2. 22	ワーキング・セッション	長期専門家	21	
2005. 4. 26	ワーキング・セッション	長期専門家	26	
2005. 10. 12	ワーキング・セッション	長期専門家	26	
2006. 6. 28	ワーキング・セッション	長期専門家	27	
2006. 9. 22	ワーキング・セッション	長期専門家	29	
2006. 10. 18	ワーキング・セッション	長期専門家	19	
2006. 11. 15	ワーキング・セッション	長期専門家	15	
<検察官マニュアル作成>				
2004. 10. 26	ワーキング・セッション	長期専門家	16	
2004. 12. 28	ワーキング・セッション	長期専門家	20	
2005. 1. 20	ワーキング・セッション	長期専門家	18	
2005. 8. 18～8. 19	ワーキング・セッション	長期専門家	84	
2005. 8. 29～8. 30	ワーキング・セッション	長期専門家	100	
2005. 9. 8～9. 9	ワーキング・セッション	長期専門家	100	
<判決様式標準化・判例整備公開促進>				
2003. 10. 20	ワーキング・セッション	長期専門家	21	
2003. 12. 15	ワーキング・セッション	長期専門家	17	
2004. 1. 15	ワーキング・セッション	長期専門家	19	
2004. 2. 20	ワーキング・セッション	長期専門家	24	
2004. 4. 26	ワーキング・セッション	長期専門家	21	
2004. 12. 27～12. 28	ワーキング・セッション	長期専門家	47	
2005. 1. 24	ワーキング・セッション	長期専門家	14	
2005. 7. 7	ワーキング・セッション	長期専門家	17	
2006. 2. 13	ワーキング・セッション	長期専門家	3	
<国家大学ハノイ校法学部日本法講座>				
2004. 6. 9	キックオフミーティング	長期専門家	7	
2004. 8. 20	運営会議	長期専門家	7	
2004. 10. 5	開講式			

●本邦研修実施実績

日 時	活動内容	講師所属	参加者数	参加者所属
2004. 2. 2～2004. 3. 5	法曹育成機関能力強化	JA、MOJ、SPC	11	
2005. 1. 21～2005. 2. 5	法曹人材教育カリキュラム開発	JA、弁護士会、SPC	9	
2005. 2. 20～2005. 3. 5	改正民法	MOJ、弁護士会 他	12	
2005. 9. 4～2005. 9. 17	判決書標準化	SPC、その他裁判所	14	
2006. 2. 5～2006. 2. 18	法曹人材育成機関能力強化	JA、弁護士会	10	

SPC=最高裁判所
MOJ=司法省
JA=法曹養成機関

2. カンボジア

(1) 法制度整備プロジェクト（フェーズ1）

プロジェクト名	法制度整備プロジェクト（フェーズ1）
実施期間	1999.3.5～2003.3.4
支出実績	301,249千円
カウンターパート	司法省
投入実績	
・専門家派遣	長期専門家 延べ 4名：弁護士3名、業務調整員1名 短期専門家 延べ 117名：学者77名、弁護士4名、裁判官2名、法務省2名、通訳34名
・現地セミナー	26回：民法関係14回、民事訴訟法関係12回
・現地WG会合	70回：用語確定会議
・本邦研修	5回、延べ81名参加
・JICA-Netセミナー	なし
・国内支援委員会	民法作業部会61回、民事訴訟法作業部会60回
プロジェクト目標	司法省でカンボジアの実情に即した民法、民事訴訟法典草案が起草される
主な活動内容と成果	<p>・起草作業のための組織の確立</p> <p>司法省の人材不足及び政治的要因により、プロジェクト開始後2年近くは起草作業のための組織化が適切に行なわれなかったが、日本側関係者の働きかけ及び司法省の人材異動により、3年目にはワーキング・グループが確立した。</p> <p>・カンボジア民事分野を中心とした法律関係者のトレーニングの実施</p> <p>短期専門家派遣・本邦研修等により、カンボジア側に対するトレーニングを実施、また用語確定会議が短期専門家によるワークショップのフォローアップとして重要な役割を果たした。</p> <p>・日本・カンボジア共同作業による日本語・クメール語のドラフト起草</p> <p>カンボジア側ワーキング・グループ（司法省次官、裁判官等）・日本側作業部会（研究者、実務家）による合同起草チームが設置された。共同起草作業のプロセスは、日本側作業部会による日本語版起草の後、クメール語への翻訳を行ない、ワークショップや用語確定会議等を通してカンボジア側ワーキング・グループからのコメントを収集し、最終ドラフトを作成するという手順で進められた。民法・民事訴訟法の最終草案が完成し、カンボジア政府に引き渡された。</p>

(2) 法制度整備プロジェクト（フェーズ2）

プロジェクト名	法制度整備プロジェクト（フェーズ2）
実施期間	2004.4.9～2008.4.8
うち、延長期間	2007.4.9～2008.4.8
支出実績	216,380千円
カウンターパート	司法省
投入実績	
・専門家派遣	長期専門家 延べ 3名：弁護士2名、業務調整員1名 短期専門家 延べ 8名：学者6名、弁護士2名
・現地セミナー	短期専門家派遣時 2回：民事訴訟法セミナー2回 現地専門家主導 13回：民事訴訟法普及セミナー
・現地WG会合	233回
・本邦研修	2回、延べ14名参加
・JICA-Netセミナー	5回
・国内支援委員会	民法作業部会43回、民事訴訟法作業部会42回
プロジェクト目標	民法・民事訴訟法の立法化を促進するための諸条件が整備される
主な活動内容と成果	<p>・民法及び民事訴訟法の立法化促進</p> <p>民事訴訟法が2006年7月に施行された。民法は2007年12月に公布された。</p> <p>・カンボジア側ワーキング・グループの能力向上</p> <p>民法・民事訴訟法の法案審議過程において、閣僚評議会法律家委員会、省庁間会合メンバー、国民議会議員など立法関係者に対する法案説明を通じ、ワーキング・グループの法案への理解が増進した。また、日本側作業部会が作成した逐条解説及び教科書等を活用し、カンボジア側ワーキング・グループの新法に対する理解向上が図られた。</p> <p>・施行法、附属法令の起草</p> <p>民法及び民事訴訟法の施行に伴う経過措置規定が起草された。民事訴訟法経過措置は民事訴訟法の本則に含まれる形で起草、民法適用法は審議途中である。民事訴訟法附属法令としては、人事訴訟法案、民事過料手続法案、民事非訴訟事件手続法案、執行官法案の草案が起草された。民法の附属法令は他省庁と調整する必要のある事項が多く、フェーズ2期間内に起草作業を完了することは難しいと判断された。</p>

(3) 法制度整備プロジェクト（フェーズ3）（実施中） 2009.4.1現在

プロジェクト名	法制度整備プロジェクト（フェーズ3）	
実施期間	2008.4.9～2012.3.31	
計画額	396,928千円	
カウンターパート	司法省	
投入実績：2009.4.1時点		
・ 専門家派遣	長期専門家	3名：弁護士2名、その他1名、業務調整員1名
	短期専門家	3名：弁護士2名、学者1名
・ 現地セミナー		1回：民法と土地法
・ 現地WG会合		43回：コミッティ会合 43回（その他起草班にて会合開催）
・ 本邦研修		1回：14名
・ JICA-Netセミナー		1回：民事訴訟法関係
・ 国内支援委員会		民法作業部会5回、民事訴訟法作業部会3回
プロジェクト目標	司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる	
主な活動内容と成果	<p>・ <u>カンボジア司法省の体制作り</u> これまでプロジェクトオフィスが担ってきた諸業務（法案データの管理や教科書の配布等、法案起草に必要な業務）をカンボジア司法省に移管できるよう、司法省との調整及び業務移管を行なう。</p> <p>・ <u>民法・民事訴訟法の付属法令の起草</u> フェーズ2までは日本側で起草作業を行ってきたが、付属法令の起草には他省庁との調整が必須となり、また現地の事情を汲む必要があること、またカンボジア側の能力を向上させるため、カンボジア側で起草のイニシアティブを担うことができるよう協力を行なう。</p> <p>・ <u>民法・民事訴訟法の普及</u> 教科書作成や普及セミナー実施の支援等を通じて、広く民法・民事訴訟法を普及することができるよう支援を行なう。</p>	

カンボジア「法制度整備プロジェクト(フェーズ1)」詳細実績

●起草作業に関する現地ワークショップ

期 間	テーマ・回数	講師所属
1999.3～2000.3	民法 5回	部会委員(学者)
	民事訴訟法 5回	
2000.4～2001.3	民法 9回	
	民事訴訟法 4回	
2001.4～2002.3	民事訴訟法 4回	

●用語確定会議

日 時	開催数	特記事項
1999.3～2000.3	1回	
2000.4～2001.3	1回	
2001.4～2002.3	68回	

●本邦研修実施実績

年 度	形態とテーマ	参加者	参加者数	特記事項
1999.3～2000.3	個別研修		1	
	国別研修：民法講義、日弁連訪問等	司法省、裁判所判事、弁護士	15	
	名古屋大学での留学生受入			2名
	集団研修：国際民商事法研修			2名
2000.4～2001.3	個別研修			2名
	国別研修：民法用語確定会議	司法省、裁判所判事	6	
	国別研修：用語確定会議、民法起草	司法省、控訴裁判事、国土省	11	
	法務省予算による研修員受入		6	
	名古屋大学での留学生受入		4	新規2名、継続2名
	集団研修：国際民商事法研修		2	
2001.4～2002.3	国別研修：民事訴訟法用語確定会議	コミッティメンバー	8	
	国別研修：民法	コミッティメンバー	8	
	名古屋大学での留学生受入		4	新規2名、継続2名
	集団研修：国際民商事法研修		2	

●起草された法案・書式・教材 等

<p>【法令】 民法草案(日本語、英語、クメール語) 民事訴訟法草案(日本語、英語、クメール語)</p>
--

カンボジア「法制度整備プロジェクト(フェーズ2)」詳細実績

●現地セミナー実施実績(短期専門家派遣)

日時	テーマ	講師所属	参加者数	参加者所属
2007.3.5	民事訴訟の第1審の手続きの基本的な流れ	民事訴訟法部会委員 (学者2名、弁護士1名)	80	SC及びAC所属裁判官、 検察官
	民事訴訟の基本的かつ重要な原理原則		80	
2007.3.6	演習(基本原則を具体的な事例に当てはめて応用)		80	
	上訴審の手続(講義)		80	
2007.3.7	民事訴訟の第1審の手続きの基本的な流れ		120	弁護士
	民事訴訟の基本的かつ重要な原理原則		120	
2007.3.8	演習(具体的な事例を使って第1審手続の理解)		120	
2008.1.7	民事訴訟法普及セミナー(FAQへの回答)	民事訴訟法部会委員 (学者2名)	N/A	SC及びAC所属裁判官、 MOJ職員
2008.1.8	民事訴訟法普及セミナー(FAQへの回答)		N/A	

SC: 最高裁判所
AC: 控訴裁判所

●現地セミナー実施実績(司法省及び現地専門家による実施)

日時	テーマ	講師所属	参加者数	参加者所属
2007.4.10	民事訴訟法普及	次官、最高裁判所判事、 長期専門家	N/A	SC及びAC所属 裁判官
2007.4.24	民事訴訟法普及		N/A	
2007.5.8	民事訴訟法普及・弁論準備手続		N/A	
2007.5.22	民事訴訟法普及・弁論準備手続		N/A	
2007.7.3	民事訴訟法普及・上訴・再審、経過規定、強制執行、民事保全		N/A	
2007.7.10	民事訴訟法普及・上訴・再審、経過規定、強制執行、民事保全		N/A	
2007.7.27	民事訴訟法普及・上訴・再審、経過規定、強制執行、民事保全		N/A	
2007.8.3	民事訴訟法普及・民事執行・民事保全手続		N/A	
2007.8.27~29	民事訴訟法普及(バタンバン)	次官、長期専門家	70	始審裁判所裁判官・書記官
2007.9.10~12	民事訴訟法普及(コンボンチャム)		N/A	
2007.9.18~20	民事訴訟法普及(クラティエ)		N/A	
2007.9.26.28	民事訴訟法普及(シアヌークビル)		N/A	
2007.10.3~5	民事訴訟法普及(プノンペン)		100	

●現地ワーキング・グループ実施実績

時期/回数	検討事項
2004年4月 4回	民事訴訟法草案の条文解説字補充作業
5月 6回	同上
6月 8回	同上
7月 6回	同上
8月 5回	同上
9月 8回	同上
10月 1回	同上
11月 6回	民事訴訟法草案の条文解説字補充作業
	2回 人事訴訟法WS(現地セミナー)
12月 7回	民事訴訟法草案の条文解説字補充作業完了
2005年1月 5回	民法草案検討
2月 1回	民事訴訟第一審手続マニュアル作成の検討
3月 8回	民事訴訟第一審手続マニュアル作成の検討
	1回 起草支援関係
4月 1回	担保取引法を巡る状況について協議
	2回 民事訴訟第一審手続マニュアル作成の検討
	1回 実態法・要件事実についての模範講義
5月 3回	第1審マニュアル目次の検討
	3回 民法と土地法との調整のための土地法の条文修正点、民法の変更点及び民訴法修正点について
	2回 民法経過規定WS(JICA-Netセミナー)
6月 4回	RSJP模擬裁判についての打合せ
7月 7回	第1審マニュアルの作成及びその読会
8月 4回	民事訴訟第一審手続マニュアル作成の検討
	5回 民法解釈のための事例演習のための検討
9月 4回	民法の事例演習及び民法条文のコメントの検討
11月 2回	民法逐条解説の検討
	2回 RSJP次期カリキュラムで使用する民法講義内容についての打合せ
	1回 国際養子縁組法草案(省庁間会合予定)についての逐条検討

時期/回数	検討事項
12月 1回	国際養子縁組法草案（省庁間会合予定）についての逐条検討
7回	民事訴訟第一審手続マニュアル記載内容についての検討
2006年1月 6回	民法のコメントについての検討（自然人・法人部分）
2月 2回	民法のコメントについての検討（自然人・法人部分）
3月 前半	物権各論の解説の検討
後半	民事訴訟第一審マニュアル（和解手続・判決部分）についての記載検討
1回	民事訴訟第一審マニュアルの検討（JICA-Net）
4月 1回	民事訴訟第一審マニュアルの検討
2回	人事訴訟法案の用語確定作業
2回	民事判決書セミナー（JICA-Net）
5月 ?回	ファイナンスリース法についての検討
	民法条文解説の検討
6月 0回	主要メンバーのヒーソピア次官が訪米で不在だったため
7月 5回	民法条文解説（用益権ないし地役権）について検討
8月 5回	民法条文解説についての検討
9月 2回	民法条文解説についての検討
4回	ファイナンスリース法についての検討
10月 3回	ファイナンスリース法についての検討
1回	民法条文修正
1回	民事訴訟法関連附属法の立法計画
3回	終了時評価の合同評価
4回	模擬記録作成
11月 1回	担保取引法草案と民法草案との問題点共有
12月 3回	民事訴訟法セミナー（JICA-Net）
1回	裁判寄託法検討
2回	ファイナンスリース法についての検討
2回	土地法と民法との関係
2007年1月 1回	ファイナンスリース法についての検討
1回	身分登録簿修正手続に関する通達と民法
1回	担保取引法の現在の状況
1回	民事過料手続法の検討
2月 1回	民事非訴訟事件手続法の検討
3月 4回	民事訴訟法の普及セミナー（短期専門家派遣によるセミナー）
4月 6回	民事非訴訟事件手続法の検討、民事訴訟法普及セミナー
5月 4回	民事非訴訟事件手続法の検討、民事訴訟法普及セミナー
6月 3回	民事訴訟法の施行のための司法省令準備
7月 8回	民事訴訟法の施行のための司法省令準備
8月 6回	民法1018条、1033条の修正に関する事項、民事訴訟法普及セミナーのケーススタディに関する事項
2回	民事訴訟法普及セミナー（ケーススタディ）（JICA-Net）
9月 2回	普及セミナーの参加者確認、セミナー参加者からの質問事項
10月 3回	民事訴訟法普及セミナーにおいて要望のあった事項
11月 7回	フェーズ3での起草体制の確認、優先順位付け、執行官法、送達報告書、ファイナンスリース法等
12月 7回	非訴訟事件手続法、民法適用法の条文検討、商事裁判所法草案の現状
2008年1月 5回	人事訴訟法、非訴訟事件手続法、民法適用法の条文検討
2月 5回	フェーズ3の体制検討、民法適用法、裁判寄託省令の条文検討

●本邦研修実施実績

研修期間	テーマ	参加者	参加者数	特記事項
2005. 1. 31 2005. 2. 18	民法施行法協議、物権講義	コミッティ	8	土地法協議により民法修正となった経緯説明
2006. 2. 6 2006. 2. 18	民事第一審マニュアル検討、人事訴訟法経過規定検討、民法施行法協議、過料手続法協議、執行官法案協議	コミッティ	6	

●起草された法案・書式・教材 等

<p>【法令】</p> <p>民法(日本語、英語、クメール語) 民事訴訟法(日本語、英語、クメール語) 民事過料手続法(日本語、英語、クメール語) 人事訴訟法(日本語、英語、クメール語) 非訟事件手続法(日本語、英語、クメール語) 婚姻家族法の解釈指針(日本語、クメール語) 訴訟費用等に関する司法省令(日本語、英語、クメール語) 民事事件における転補に関する司法省令(日本語、英語、クメール語) 執行官事務取扱者に関する司法省令(日本語、英語、クメール語)</p> <p>【法令の解説等】</p> <p>民事訴訟法条文解説(日本語、クメール語) 民事訴訟法要説(判決手続編)(日本語、英語、クメール語) 民事訴訟法要説(強制執行・保全編)(日本語) 民事訴訟法及び民法の用語集(レキシコン)(クメール語、英語、フランス語) 民法条文解説(部分的)(日本語、英語、クメール語)</p> <p>【書式】</p> <p>送達報告書(英語、クメール語) 公示送達報告書(英語、クメール語)</p> <p>【講義録】</p> <p>最高裁判所及び控訴裁判所向け民事訴訟法セミナー(2008. 1. 8)(日本語、クメール語)</p>

(4) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1）

プロジェクト名	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1）
実施期間	2005. 11. 10～2008. 3. 31
うち、延長期間	（延長なし）
支出実績	12,095千円
カウンターパート	王立司法学院 裁判官・検察官養成校
投入実績	
・ 専門家派遣	長期専門家 延べ 2名：検事1名、業務調整1名 短期専門家 延べ 15名：法務省教官12名、弁護士3名
・ 現地セミナー	短期専門家派遣時 6回 現地専門家主導 0回：但し、現地WG会合として実施
・ 現地WG会合	157回（教官WG 61回、教官候補生/模擬記録作成WG 96回）
・ 本邦研修	3回、延べ 38名参加
・ JICA-Netセミナー	15回：民事訴訟法セミナー、訴状案作成、模擬記録、判決書き、保全・執行
・ 国内支援委員会	法曹養成研究会 11回
※短期専門家派遣数は、プロジェクト立上げ時期の人数も含む。	
プロジェクト目標	RSJPが裁判官・検察官養成校のために必要な民法(草案)・民事訴訟法に関する教育を実施する
主な活動内容と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ RSJP民事分野の教官が教育内容を改善するための体制構築 当初カウンターパートとして設定していたメンバーは裁判官等の本業に多忙を極め、事実上予定されていた活動を行なうことができず、新たに教官候補生ワーキング・グループ及び模擬記録ワーキング・グループが設置された。 ・ RSJPにおける民法・民事訴訟法(草案)に関するカリキュラム策定・改訂 前年度のカリキュラムの反省点、問題点を分析し、カリキュラムが改訂された。 ・ RSJPにおける民事分野の教材・シラバス整備 日本側作業部会の支援を得て、新しい民法・民事訴訟法に則った教材作成を支援。民法シラバス、民法レジュメ、民事訴訟第一審マニュアルが作成された。 ・ RSJPにおける教官候補生の育成 新規教官候補生に対する、民法・民事訴訟法(草案)に関する研修等を通じた能力向上への支援

(5) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）（実施中） 2009. 4. 1現在

プロジェクト名	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）
実施期間	2008. 4. 1～2012. 3. 31
うち、延長期間	
計画額	263,558千円
カウンターパート	王立司法学院 裁判官・検察官養成校
投入実績：2009. 4. 1時点	
・ 専門家派遣	長期専門家 延べ 2名：検事1名、業務調整1名 短期専門家 延べ 3名：法務省教官2名、弁護士1名
・ 現地セミナー	2回：模擬裁判、執行/民法事例
・ 現地WG会合	29回：教材作成
・ 本邦研修	2回、延べ 11名参加
・ JICA-Netセミナー	1回：保全・執行
・ 国内支援委員会	法曹養成アドバイザーグループ2回
※短期専門家派遣数は、プロジェクト立上げ時期の人数も含む。	
プロジェクト目標	RSJPにおいて裁判官・検察官養成のために必要な民法・民事訴訟法に基づく民事裁判実務に関する教育(以下、「民事教育」という)が自立的に実施できるようになる
主な活動内容と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な学校運営を行なうためのノウハウ蓄積 定期的なミーティングの開催やカリキュラム策定や教官候補生養成の支援を行なうことにより、組織的に学校運営を行なうことができるよう、ノウハウの蓄積を支援する。 ・ 教材作成・改訂のノウハウ蓄積 フェーズ1では日本人専門家を中心となって教材作成を行ってきたが、自立的な実施に向け、教官候補生による教材作成を支援する。 ・ 民事に関する継続教育の実施 他ドナーと協力する継続教育のうち、民事部分の実施に係る支援を行なう。但し、継続教育の理念や目的の整理や、司法省が行なう普及セミナーとの差別化を図る必要があり、プロジェクト2年目以降はRAJP/RSJPと継続教育のあり方について検討を行なう。

カンボジア「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ1)」詳細実績

●現地セミナー実施実績 (短期専門家派遣)

日時	テーマ	講師所属	参加者数	参加者所属
2005. 6. 20~29	模擬裁判	法務省教官 2名	65	養成校1期生、弁護士養成校学生
	民法特別講義	法務省教官 2名、 弁護士	55	養成校学生2期生
2006. 8. 21~25	民法特別講義		55	
2007. 12. 12~15	模擬裁判	法務省教官 2名、 弁護士	約100	養成校学生(2期生、3期生)
2007. 11. 13~16	模擬記録作成、民法講義	法務省教官 1名	7	教官候補生
2008. 2. 14~19	判決起案講義、演習	法務省教官 1名、 弁護士 1名	55	養成校学生(2期生)
2008. 2. 20	民事保全	法務省教官 1名	55	

●現地ワーキング・グループ実施実績
(教官向け)

時期/回数	検討事項・内容
2006年3月 1回	民法(総則)
4月 4回	民法(人編)、JICA-Netセミナー
5月 3回	民法(人編、債務・契約)
6月 4回	民法(代理)
7月 2回	民法(債務不履行、売買)
8月 6回	民法(売買、不法行為)、判決における心証形成セミナー、訴状の書き方
9月 2回	民法(不動産物権変動、動産物権変動)
10月 4回	訴状の記載事項、訴状案の起案
11月 1回	民法(不動産物権変動、動産物権変動)
12月 7回	JICA-Netセミナー(民事訴訟法)
2007年1月 3回	訴状案の改訂作業、執行、民事第一審手続の流れ、主張と証拠の違い
2月 1回	民事第一審手続
3月 2回	答弁書・準備書面・証拠申出書改訂作業、民事訴訟法レジュメ作成
4月 1回	民事訴訟法レジュメ作成
5月 3回	民法特別講義
10月 1回	模擬記録作成
12月 6回	JICA-Netセミナー、模擬記録作成について
2007年5月 2回	JICA-Netセミナー
8月 2回	JICA-Netセミナー
9月 2回	JICA-Netセミナー

(教官候補生向けWS及び模擬記録WS)

時期/回数	検討事項(模擬記録WSとして実施したもの)
2006年3月 1回	民法(総則)
4月 4回	民法(人編)、JICA-Netセミナー(判決書き)
5月 3回	民法(人編)、民法(債務・契約)
6月 4回	民法(代理)、民法(意思表示の瑕疵)
7月 2回	民法(債務不履行)、民法(売買)
8月 6回	民法(売買) 民法(不法行為)、判決における心証形成セミナー、訴状の書き方(うち4回は模擬記録WSとして実施)
9月 2回	民法(不動産物権変動)、民法(不動産・動産物権変動)
10月 4回	活動趣旨説明(模擬記録作成)、訴状の記載事項、訴状案の起案(4回とも模擬記録WGとして実施)
11月 1回	民法(不動産・動産物権変動)
12月 7回	JICA-Netセミナー(民事訴訟法セミナー、訴状案、民事訴訟法の基本構造)(7回とも模擬記録WSとして実施)
2007年1月 3回	訴状案の改訂作業、執行、民事第一審手続の流れ、被告の言い分、主張と証拠の違い(3回とも模擬記録WGとして実施)
2月 1回	民事第一審手続(模擬記録WSとして実施)
3月 2回	答弁書・準備書面・証拠申出書改訂作業、民事訴訟法レジュメ作成(1回は模擬記録WSとして実施)
4月 1回	民事訴訟法レジュメ作成
5月 8回	JICA-Netセミナー(弁論準備手続ロールプレイ)、民事訴訟法レジュメ作成(うち3回は模擬記録WSとして実施)
6月 9回	民事訴訟法レジュメ作成、弁論準備手続ロールプレイ、口頭弁論手続・尋問事項の作成、民事第一審手続、民事訴訟法解説(4回は模擬記録WS)
8月 3回	保全・執行に関する質疑応答、JICA-Netセミナー(民事訴訟法普及セミナー)(2回は模擬記録WSとして実施)
9月 4回	JICA-Netセミナー(模擬記録と判決書、保全・執行)(4回は模擬記録WS)
11月 7回	民法講義、模擬記録作
12月 14回	民事第一審DVD、模擬裁判
2月 8回	訴状起案、2期生に対するセミナー(訴状起案、強制執行、保全)、民事訴訟法適用における課題
3月 1回	民事訴訟法適用における課題

●本邦研修実施実績

研修期間	テーマ	参加者	参加者数	特記事項
2005. 9. 25～ 2005. 10. 15	民事第一審マニュアル検討、民事判決書のあり方、民法事例の検討、養成校第2期カリキュラム検討	校長、教官	7	
2007. 2. 18～ 2007. 3. 3	模擬の弁論準備手続、第1回口頭弁論手続の実施、各調書の作成	模擬記録WGメンバー	16	
2007. 7. 8～ 2007. 7. 21	模擬裁判、口頭弁論手続の実務、民事訴訟法演習	模擬記録WGメンバー	16	

●作成された教材 等

<p>【教材】 民事第一審マニュアル（RSJP教官及び司法省プロジェクト合同作成） 民法レジュメ（RSJP教官WG作成） 模擬記録（模擬記録WG作成） 民法ケーススタディ（RSJP教官WG作成） 民事訴訟法レジュメ（RSJP教官候補生WG作成） 民法レジュメ（RSJP教官候補生WG作成） 民事第一審手続DVD（マルチメディア教材）</p>

(6) 弁護士会司法支援プロジェクト（小規模開発パートナー事業）

プロジェクト名	弁護士会司法支援プロジェクト（小規模開発パートナー事業）
実施期間	2001. 6. 28～2002. 6. 27
支出実績	8, 862千円
カウンターパート	カンボジア弁護士会
投入実績	
・ 専門家派遣	長期専門家 0名 短期専門家 延べ 19名 : 弁護士 19名
・ 現地セミナー	短期専門家派遣時 4回 : 弁護士の役割、弁護士倫理
・ 現地WG会合	無し
・ 本邦研修	無し
・ JICA-Netセミナー	無し
・ 国内支援委員会	無し（日本弁護士連合会と業務委託契約にて実施）
プロジェクト目標	
カンボジアにおける組織的な弁護士養成制度、法律扶助制度確立に向けた基盤整備がなされる	
主な活動内容と成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーの実施 「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計3回のセミナー、「弁護士倫理」をテーマに1回のセミナーが開催された。民事訴訟における弁護士の役割、弁護士倫理をテーマに合計4回のセミナーを行なわれた。 ・ 法律扶助制度構築 カンボジアの法的サービスの需要、司法の状況、弁護士の状況等に基づいて現地調査を行ない、それに基づき法律扶助制度構築に向けての検討及び現地弁護士会と協議を行ない、2002年5月までにカンボジア法律扶助制度構築への提言を取りまとめられた。 	

(7) 弁護士会司法支援プロジェクト（開発パートナー事業）

プロジェクト名	弁護士会司法支援プロジェクト（開発パートナー事業）
実施期間	2002. 9. 1～2005. 8. 31
支出実績	100, 185千円
カウンターパート	カンボジア弁護士会
投入実績	
・ 専門家派遣	長期専門家 0名 短期専門家 延べ 1名 : 学者 1名
・ 国内支援委員会	無し（日本弁護士連合会と業務委託契約にて実施）
プロジェクト目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士養成校において充実したトレーニングが実施され、新しい登録弁護士を継続的に養成する ・ 弁護士に対する継続教育を実施し、弁護士の質と専門的技術を向上する ・ ジェンダー問題を専門とする弁護士の質と専門的技術を向上し、社会及びカンボジア弁護士会の中でのこの問題に対する関心を高める ・ 研修生に対する効果的な実務訓練を行ない、かつ、社会に対するリーガルサービスを行なうために、弁護士養成校のカリキュラムの一部としてリーガルクリニックを導入する 	
主な活動内容と成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士養成校の設立及び運営 中断していた弁護士養成校を復活させ、その後のプロジェクト継続期間を合わせた5年間で総勢約180名の弁護士を養成した。カリキュラム、テキスト作成への助言、科目ごとにチューターをつけた技術指導、学校運営への助言が行なわれた。 ・ 弁護士の継続教育（小規模開発パートナー事業の成果の維持拡大） 小規模開発パートナー事業の成果を維持・拡大させるため、引き続き、現職弁護士に対する教育（テーマは民事訴訟における弁護士の役割）が行なわれた。 ・ ジェンダーに関わる弁護士の教育、意識の強化 弁護士の継続教育のセミナー等の機会を通じ、カンボジア弁護士会にジェンダー問題を取り上げること1つの支援内容として設けたい旨を申し入れ、弁護士会内にジェンダー部門が立ち上げられた。法律家を対象として、ジェンダー調査が行なわれた。 ・ リーガル・エイド（法律相談など）の制度設計及び実施 弁護士養成校に付設されているリーガルクリニックに対し、養成校のトレイニーが弁護士と共に法律扶助事件を担当した。プロジェクトでは組織づくり、相談、裁判実務、カリキュラムづくりが行なわれた。 	

(8) 弁護士会司法支援プロジェクト (実施中) 2009.4.1現在

プロジェクト名	弁護士会司法支援プロジェクト
実施期間	2007.6.11~2010.6.10
うち延長期間	2009.6.11~2010.6.10
支出実績	157,098千円
カウンターパート	カンボジア弁護士会
投入実績:2009.4.1時点	
・ 専門家派遣	長期専門家 1名: 弁護士 1名 短期専門家 延べ 16名: 弁護士 16名
・ 現地セミナー	短期専門家派遣時 6回: 民事訴訟法
・ 国内支援委員会	無し (日本弁護士連合会と業務委託契約にて実施)
プロジェクト目標	弁護士養成に必要な教育を弁護士会及び弁護士養成校(LTC)が実施する
主な活動内容と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>弁護士養成校のマネジメント向上</u> カリキュラムの合理化、試験の適切な実施、LTC職員による同校運営能力強化に対し支援を行なう。 ・ <u>LTCにおける民事教育の質の向上</u> 他の法整備分野プロジェクトで作成された教材を弁護士養成校や継続教育で活用するとともに、長期専門家による日常的なアドバイスにより、民事教育の質の向上を支援する。 ・ <u>弁護士会による継続教育の質の向上</u> 日弁連や長期専門家による現職弁護士のための継続教育を年3回実施 ・ <u>弁護士の民事実務改善へ向けた支援を行なう弁護士会の能力向上</u> 民事実務改善に向け弁護士会内にWGを設置し、民事訴訟運営の改善のためのガイドブック策定を支援する。

3. ラオス

(1) 法整備支援プロジェクト

プロジェクト名	法整備支援プロジェクト
実施期間	2003. 5. 26～2007. 5. 25
うち、延長期間	2006. 5. 25～2007. 5. 24
支出実績	232, 356千円
カウンターパート	司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所
投入実績	
・ 専門家派遣	長期専門家 延べ 4名：弁護士 1名、法務省専門官 1名、業務調整 2名 短期専門家 延べ 16名：弁護士 3名、学者 9名、法務省教官 4名
・ 本邦研修	6回、延べ 66名参加
・ 国内支援委員会	設置していない。ただし、法務省法務総合研究所国際協力部、名古屋大学が中心に、個別の研究者に協力を得た。
プロジェクト目標	法務・司法関連職員の法律知識・実務向上のための、法務・司法関連機関（司法省、最高人民裁判書、最高人民検察院）の組織能力が強化される
主な活動内容と成果	<p>・ 司法省ワーキング・グループとの活動による民法教科書、企業法教科書、法令データベース、法律用語集の作成 民法教科書は本邦研修を経てWGがドラフトを改訂、最終ドラフトが作成された。商法教科書は教科書の対象となる法律が事業法から企業法に変更されたため、当初予定の作業が遅れたが、2006年3月にはドラフトが完成した。民法・商法教科書完成後に教科書の用語集が作成された。</p> <p>・ 最高人民検察院ワーキング・グループとの活動による検察官マニュアルの作成 刑事訴訟法、民事訴訟法の改正を織り込んだ検察官マニュアルは人事組織編と捜査編に分けて作成された。また、検察官マニュアル普及セミナーが開催された。</p> <p>・ 最高人民裁判所ワーキング・グループとの活動による判決起案マニュアルの作成 裁判官のために判例集が作成され、全裁判所（61カ所）に発送された。判決起案マニュアルは各県及び首都の地方裁判所、南部及び首都上訴裁判所から計40名、最高人民裁判所から10名の幹部裁判官の出席を得て普及セミナーが行なわれた。</p> <p>・ 各機関のワーキング・グループメンバーによる現地普及セミナーの実施 司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所のワーキング・グループメンバーの主導により、地方の司法省職員・検察官・判事等に対して、教科書やマニュアルの普及セミナーを実施。セミナー実施により、ワーキング・グループメンバーの講師としての能力向上も図られた。</p>

4. ウズベキスタン

(1) 倒産法注釈書プロジェクト

プロジェクト名	倒産法注釈書プロジェクト	
実施期間	2005. 8. 30~2007. 9. 30	
支出実績	63,741千円	
カウンターパート	最高経済裁判所	
投入実績		
・ 専門家派遣	長期専門家	延べ 1名：弁護士 1名
	短期専門家	延べ 11名：学者 2名、弁護士 4名、法務省教官 5名
・ 本邦研修	6回、延べ 17名参加	
・ 国内支援委員会	倒産法注釈書作成支援委員会 24回	
プロジェクト目標		
倒産関連法を効果的かつ統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う		
主な活動内容と成果		
<p>・ ウズベキスタン側ワーキング・グループと日本側有識者の共同作業による倒産法注釈書の作成</p> <p>長期・短期専門家派遣及び本邦研修を通じて、ウズベキスタン側ワーキング・グループ（最高経済裁判所判事等）と日本側有識者が共同作業で倒産法注釈書草案を作成した。（ロシア語で作成後、ウズベク語、日本語、英語に翻訳。注釈書作成のプロセスにおいて、ウズベキスタンワーキング・グループメンバーが立法趣旨の検討などに関する法解釈の理解を深めた。</p> <p>・ 注釈書の配布・普及活動</p> <p>ロシア語で3000部出版され、ウズベキスタン全土の経済裁判所に設置するとともに、管財人等の倒産制度実務関係者、大学関係者等に対する配布、首都・地方セミナーの開催等により普及活動が行なわれた。</p>		

(2) 企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト

プロジェクト名	企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト	
実施期間	2005. 11. 30~2008. 12. 31	
うち、延長期間	2008. 10. 1~2008. 12. 31	
計画額	120,036千円	
カウンターパート	司法省	
投入実績		
・ 専門家派遣	長期専門家	延べ 2名：学者 2名
	短期専門家	延べ 25名：学者 25名
	1回、延べ 10名参加	
・ 国内支援委員会	データベース委員会、行政手続法委員会、抵当法委員会	
プロジェクト目標		
法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される		
主な活動内容と成果		
<p>・ 法令データベースの公開</p> <p>本邦研修を通じて、データベース作成に必要な技術的事項等の研修を実施。2007年7月に法令データベースが公開された。</p> <p>・ 行政手続法及び関連法令の起草・運用支援</p> <p>行政手続法案起草および、下位法令（実施大綱・聴聞規則モデル）作成支援を実施。行政手続法は起草を担当する法案起草委員会と日本側専門家との意見交換等により、中小企業が活動しやすくなる内容となっている。また、執行メカニズムの構築も重要であり、下位法令起草が進められた。</p> <p>・ 抵当法の起草・運用支援</p> <p>抵当法の起草支援に関しては、プロジェクト開始時点で既に法案が国会に上程されていたため、法案起草に対するプロジェクトの関与は当初想定よりも少ないものとなり、抵当法に関する司法省職員向け抵当法解説書を作成した。また、司法省が行なっている民法担保編の改正作業を支援した。</p>		

5. 中国

(1) 経済法・企業法整備プロジェクト (実施中) 2009.4.1現在

プロジェクト名	経済法・企業法整備プロジェクト
実施期間	2004.11.18~2009.11.17
計画額	506,435千円
カウンターパート	国务院法制弁公室、商務部
投入実績：2008年11月現在	
・ 専門家派遣	長期専門家 0名 短期専門家 延べ 73名 : 学者 50名、弁護士 5名、公正取引委員会 9名、法務省 3名、 経済産業省 1名、その他民間 5名
・ 現地セミナー	6回
・ 本邦研修	18回、延べ 173名参加
・ 現地意見交換会	20回
・ 国内支援委員会	会社法国内支援委員会
プロジェクト目標	中国における立法関連機関及び法執行機関に所属する担当官の能力が向上し、日本の知見を取り入れた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進され、国際ルールとの調和化が進展する
主な活動内容と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公司法の改正 改正公司法（会社法）は2005年10月に成立し、2006年1月から施行された。 ・ 独占禁止法の立法、執行支援 独占禁止法は2007年8月に制定。現在は、独禁法の施行にかかる支援として、日本のガイドライン紹介や、執行機関の組織構築への提言、施行にかかる課題の特定と提言などを行なっている。 ・ 市場流通関連法の立法研究 2007年5月にフランチャイズ経営管理条例が制定。市場経済の整備に関する個別法について、立法支援を行なっている。（小売業規制、割賦販売、自動車取引、など）

(2) 民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト (実施中) 2009.4.1現在

プロジェクト名	民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト
実施期間	2007.11.1~2010.10.31
計画額	164,314千円
カウンターパート	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会
投入実績：2009年4月現在	
・ 専門家派遣	長期専門家 延べ 1名 : 弁護士 1名 短期専門家 延べ 5名 : 学者 4名、弁護士 1名
・ 現地セミナー	短期専門家派遣時 1回
・ 本邦研修	3回、延べ 27名参加
・ 国内支援委員会	民事訴訟法・仲裁法研究会 6回
プロジェクト目標	日本を含む国際的なルールと、より調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される
主な活動内容と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦研修、現地セミナーを通して以下の項目について日中の法曹関係者間で意見交換を行ない、中国における民事訴訟法、仲裁法改正検討への支援を行なっている <ul style="list-style-type: none"> - 中国民事訴訟法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討。 - 中国民事訴訟法の立法審議にかかる課題の検討。特に、民事執行、再審、少額訴訟、簡易手続、公益訴訟、証拠制度、審級制度等。 - 仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討。 - 仲裁法の立法審議にかかる課題の検討。特に、仲裁委員会の独立性、臨時仲裁、仲裁協会の地位、仲裁合意、当事者・仲裁廷及び仲裁人の権利及び義務、仲裁人の倫理規則、仲裁裁定の執行・保全等。

6. モンゴル

(1) 弁護士会強化計画プロジェクト

プロジェクト名	弁護士会強化計画プロジェクト	
実施期間	2006. 9. 15～2008. 11. 30	
うち、延長期間	2008. 9. 16～2008. 11. 30	
支出実績	46,799千円	
カウンターパート	法務内務省	
投入実績		
・ 専門家派遣	長期専門家	延べ 1名：弁護士 1名
	短期専門家	延べ 13名：弁護士 9名、学者 4名
・ 現地セミナー	11回：国際人権規約、調停セミナー、法曹倫理、判例使用法等	
・ 本邦研修	3回、延べ 24名参加	
・ 国内支援委員会	無し	
プロジェクト目標	立場の異なる多数の弁護士の利益を代表し、市民に質の高いサービスを提供することのできる弁護士会が形成され、機能する	
主な活動内容と成果	<p>・ <u>弁護士法改正に向けた支援</u> 弁護士法改正に向けた問題点、比較対象としての外国法などの情報収集・調査及び利害関係者からの意見聴取が行なわれた。法務内務省の最終草案は、現行法及び草案と比較すると、弁護士会の独立性が高まっている。</p> <p>・ <u>弁護士会の運営支援</u> 弁護士会会報及び名簿の作成、配布を支援。弁護士会報は毎月定期的に発行されるようになり、弁護士会活動の紹介記録や弁護士が必要とする情報が掲載されている。弁護士名簿は作成された後、一度更新された。</p> <p>・ <u>調停センターの運営能力向上</u> 調停人の能力向上に向けた、技術支援及び調停制度・調停センターの一般的な認知度を上げるための広報の支援。法律相談については毎月30～40件の安定的な利用があり、調停は月平均3～4件の利用がある。法曹関係者対象の研修や現地セミナーの実施、TVを利用した広報などにより、調停センターの認知度が上がっている。</p> <p>・ <u>弁護士の能力向上</u> モンゴル国内の法曹教育で触れる機会の少ないテーマ（法曹倫理、判例の活用法）やモンゴルにおいて近年重要となったテーマ（不動産担保法、国際人権規約）に関するセミナーを開催、延べ379名が参加した。</p>	

7. インドネシア

(1) 和解・調停制度強化支援プロジェクト

プロジェクト名	和解・調停制度強化支援プロジェクト	
実施期間	2007. 3. 1～2009. 3. 31	
うち、延長期間	無し	
支出実績	62,677千円	
カウンターパート	最高裁判所	
投入実績		
・ 専門家派遣	長期専門家	延べ 1名：弁護士 1名
	短期専門家	延べ 6名：弁護士 1名、学者 3名、法務省教官 2名
・ 現地セミナー		3回：調停技術
・ 本邦研修		2回、延べ 24名参加
・ 国内支援委員会	アドバイザーグループ	10回
プロジェクト目標	裁判上の和解・調停制度が改善される	
主な活動内容と成果	<p>・ <u>裁判上の和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正への支援</u> 最高裁判所規則を改正し2008年8月に施行された。改正規則に基づく和解調停について、ジャカルタ近郊の4つのパイロットコートで検証した。同改正規則のQ&A集、注釈書もドラフトも完成し、最高裁判所の承認を得た。</p> <p>・ <u>調停人の養成に必要なカリキュラム・教材等の作成への支援</u> パイロットコートの裁判官、書記官向けにTOT研修を3回実施した。カリキュラム、シラバス、調停人研修用DVDを作成した。</p> <p>・ <u>和解・調停制度が一般に周知されるための広報ツール作成への支援</u> 改正規則のパンフレットを作成し、全国裁判官会議で配布した。広報セミナーを2回実施した。</p>	

日本政府による法整備支援

日本政府による法整備支援は、主として政府開発援助（ODA）の一環として行なわれてきた。ODAの中で、法整備支援は多くのものが技術協力（technical cooperation）の一形態として位置づけられているが、それはあくまで便宜的整理に過ぎず、法整備支援は必ずしもこの枠組に収まり切るものではない。例えば、無償資金協力を用いた法曹養成支援等もある。ODA予算は各省庁に割り当てられ、その約4割近くを技術協力予算が占めるが、その半分以上を担当する中核機関がJICAである。JICAの技術協力分野のうち、法整備支援は主として「ガバナンス」分野に組み込まれている点が注目される。これらの協力は、学識経験者、最高裁判所、法務省、実務家の協力を得ながら行なわれている。

JICA以外の政府機関による法整備支援に関連する活動としては、既に法務省法務総合研究所が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI、通称「アジ研」。国連と日本国政府との協定に基づき、刑事司法行政の健全な発展と相互協力の推進を目的として、1962年に開設された国連の地域研修所で、運営は法務総合研究所・国際連合研修協力部が行なう）がある。UNAFEIはすでに40年以上にわたり、犯罪防止、犯罪者処遇改善等の刑事司法分野における人材育成のため、アジア太平洋諸国の実務家を主要対象に、国際研修、セミナー、調査等を実施してきた。また、2001年からは法務総合研究所内に法整備支援活動を専門的に行なう部署として国際協力部が設置され、JICAとの協力のほか、アジア・太平洋諸国の法制度に関する調査・研究の実施やシンポジウム開催が行なわれている。

財務省は、JICAや世界税関機構（WCO）のスキームで行なわれる国際研修（例えば、「JICAベトナム税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト」等、同省税関研修所による外国税関職員受入など）に協力する一方、多国間援助のルートで、国際金融機関に対する通常の出資のほか、特別基金への拠出を行ない（日本基金: Japan Fund）、それを用いた法整備支援も行なわれている¹。

経済産業省は、APEC（アジア太平洋経済協力）の構成国・地域の経済法制（商事法、会社法、倒産法、競争法等）の整備を支援するために、様々な準備活動をしている。例えば、日本政府はアジア経済危機（1997年）後、市場機能の強化による持続的経済成長を目指すAPECにおいて、透明で安定した域内市場ルールをつくるため、「経済法制度整備イニシアティブ」を提案したが、

1 例えば、①開発政策・人材育成基金（PHRDF）、②日本コンサルタント信託基金（JCTF）、③日本社会開発基金（JSDF）、④日本特別基金（JSF）、⑤日本コンサルタント信託基金（JCF）、⑥日本特別基金貧困削減プログラム（JPO）、⑦貧困削減日本基金（JFPR）、⑧日本欧州協力基金（JECF）などがある。①～③は世界銀行、④～⑥は米州開発銀行、⑦はアジア開発銀行、⑧は欧州復興開発銀行内に設立されている。これらは、経済法等の実定法整備、司法制度改革、土地制度改革等にも活用されている。

それに基づき、企業法制・競争法制・人材育成を優先3分野とし、法改革、政府機構の改革、コーポレート・ガバナンスの改善等に関する被支援国の能力形成のために、研修・専門家派遣・各国制度の比較研究等を行なっている²。

文部科学省は、国費留学生制度に加え、ヤングリーダーズ・プロジェクトを実施し、途上国の法律実務家に法学修士等の学位取得を可能とするプログラムを提供した。また、アジアの途上国における著作権思想・意識の向上に向けた教育や著作権制度の整備に向けた支援戦略が練られている。また、科学研究費補助金による法整備支援に関する学術研究や、特別教育研究経費による法整備支援（ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアにおける名古屋大学日本法教育研究センター事業）がある。

外務省では留学生支援無償の制度により、途上国から留学生の受入を支援しており、法学部への受入れも実施している。援助対象国の選考にあたっては日本との二国間関係等を考慮し、アジア諸国中心に選定している。また、外務省所管の特殊法人として発足した国際交流基金では、法律用語辞典の作成などが行なわれている。

内閣官房司法制度改革推進室は、日本法令の外国語への翻訳整備計画を立て、法令翻訳のほか、標準対訳辞書の作成、内閣官房HPでの辞書・翻訳の公開を開始した。これにより、日本法の国際発信、日本の法秩序の透明性の増大が期待される³。

最高裁判所は、人材派遣（UNAFEI）、本邦研修、現地セミナー・ワークショップ、法案の起草・助言への国内支援委員会、長期専門家）、研修員受入れ等を実施している。

このように日本政府による法整備支援は多様な機関により、様々な手法で展開されている。しかし、いずれの形態においても、受入国にとって真の意味でベストの法整備に協力することが、受入国およびその国民の利益を増進し、そのことがとりもなおさず日本の国益の増進にも直接・間接に通じているという共通の信念が存在する。これは、前述したような日本の法整備の経験を踏まえて意識的・無意識的に獲得された、日本の支援の根幹にある哲学であり、今後さらに他の支援国・機関とも広く共有しながら、法整備支援の実践に活かされるべきものと考えている。

2 例えば、「APEC諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会」を設置し（2003年5月）、債権回収に関する法制度（破産・事業再生・担保制度）とその運用・執行の実状、それらを円滑に機能させるための司法制度・債権市場等の環境を分析し、APEC域内政府・産業界等との情報共有と法制度の透明性向上を図った。

3 また、内閣府は、国民生活局に「開発途上国消費者政策懇談会」を設置し（2001年11月）、東アジア諸国を中心に「開発途上国消費者政策支援」を実施した。